

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成28年2月
株式会社グローバルグループ



1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式2,337,500千円（見込額）の募集及び株式1,267,860千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式550,000千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成28年2月15日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社グローバルグループ

東京都千代田区富士見二丁目14番36号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご覧下さい。

子ども達の未来のために



①企業理念

当社グループは、「豊かに生きる力を育てる」ことを最大の使命としており、子ども達に夢を持たせ、感謝の心を養い、学ぶ姿勢といった社会における「生きる力」^(注)を育むことが重要と考え、「子ども達の未来のために」を企業理念として掲げております。

当社グループは、以下の3つを保育方針とし、実践しております。

1

2

3

子どもの安全と安心を基
本として、自ら伸びる力を
大切にし、成長と個性に応
じた多様性のある保育を
する。

子どもの目線で、豊かな愛
情をもって、一人ひとりの
気持ちをしっかり受け止め、
その主体的な活動を育む。

子どもを中心据え、家庭
や地域との信頼関係を築
き、環境を通して、人や物と
の関わりを大切にする。

(注) 文部省(現 文部科学省)の中央教育審議会答申(1996年)で使用された用語
であり、教育改革のスローガンとしての意味を持っています。

「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく
問題を解決する資質や能力」、「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思
いやる心や感動する心など、豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体
力」などの資質や能力を、これから社会における「生きる力」と称しています。



②事業の内容

当社グループは、子会社の経営管理を主な事業内容とする当社及び保育所等の運営を主な事業内容とする連結子会社2社（株式会社グローバルキッズ及び株式会社ろく）により構成されており、保育所等の運営を通じて次世代を担う子ども達を育成する「子育て支援事業」を主な事業として営んでおります。



当社グループは、首都圏を中心に、自治体より認可等を受けた保育施設74施設及び学童クラブ・児童館10施設を運営しております。(本書提出日現在)

平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が本格施行され、当該制度の下、公的に認可等を受けて運営される保育施設は、施設型給付を受ける施設(認可保育所、認定こども園、幼稚園)と地域型保育給付を受ける施設(小規模保育、家庭的保育など)に区分されることとなりました。また、新制度に基づいて給付を受ける施設とは別に、一部自治体による独自の認定保育制度に基づく保育所(以下、「独立認定保育所」という)があります。

当社グループが運営する保育施設には、認可保育所のほか、独立認定保育所、認定こども園、小規模保育があり、各施設の概要は、以下の通りとなっております。

■認可保育所

児童福祉法に基づき、国が定めた設置基準(施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等)を満たし、都道府県知事等に認可された児童福祉施設をいいます。

当社グループは、国及び自治体が負担する施設型給付を委託費として交付を受け認可保育所を運営しております。

■独立認定保育所

大都市を中心とした保育所不足の解消等を目的として、自治体が独自で定める制度に基づき設置された保育所です。東京都が定める制度に基づき運営される東京都認証保育所や横浜市が定める制度に基づき運営される横浜保育室などがあります。

当社グループは、利用者からの保育料及び自治体から運営費補助金の交付を受け独立認定保育所を運営しております。

■認定こども園

①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び②地域における子育て支援を行う機能を持ち、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つている施設となります。幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地方裁量型の4類型があります。

当社グループは、東京都において地方裁量型認定こども園を運営しており、その設置基準や保育給付の運用等については、東京都認証保育所とほぼ同内容となっております。

■小規模保育

子ども・子育て支援新制度の下で、市町村の認可事業として新たに創出された保育制度(6-19名定員施設)になります。

当社グループは、利用者からの保育料及び自治体より地域型保育給付の交付を受け小規模保育を運営しております。

■学童クラブ

小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図ることを目的とした事業をいいます。

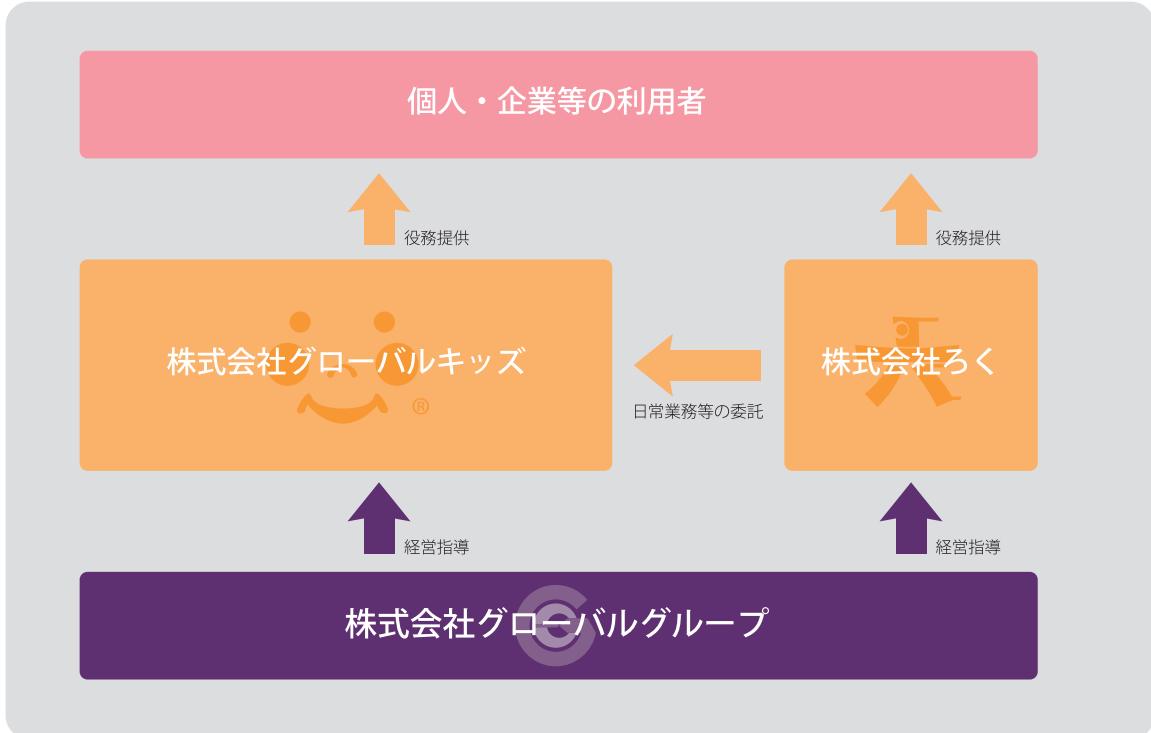
当社グループは、利用者からの利用料又は、自治体から交付される運営費により学童クラブを運営しております。

■児童館

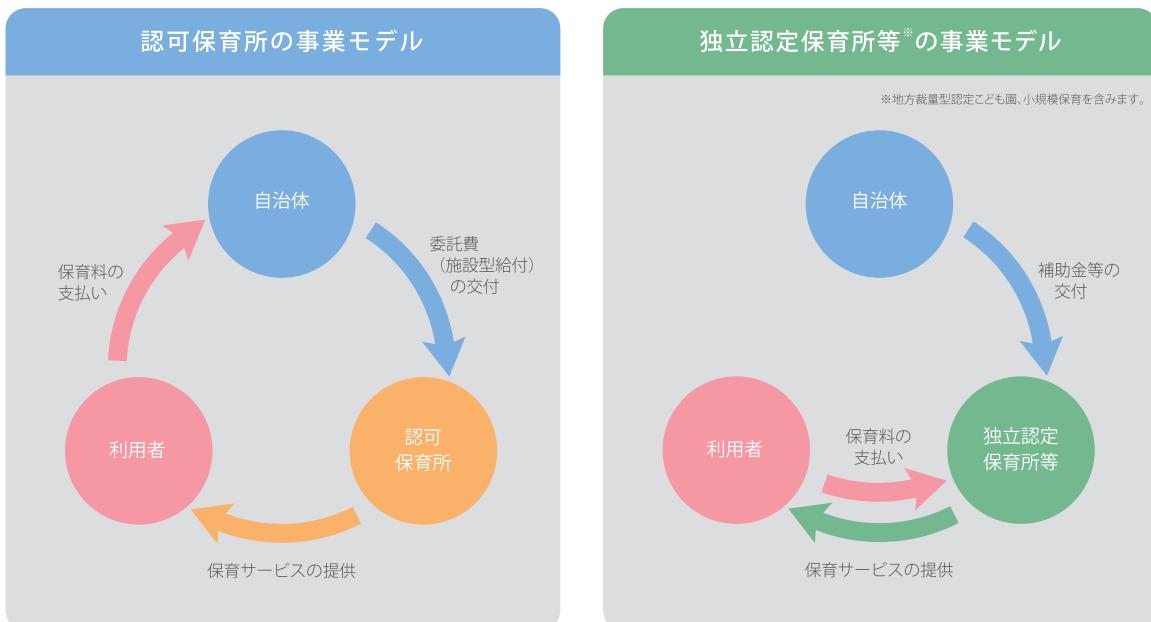
児童福祉法に基づく児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設をいいます。

当社グループは、自治体から交付される運営費により児童館を運営しております。

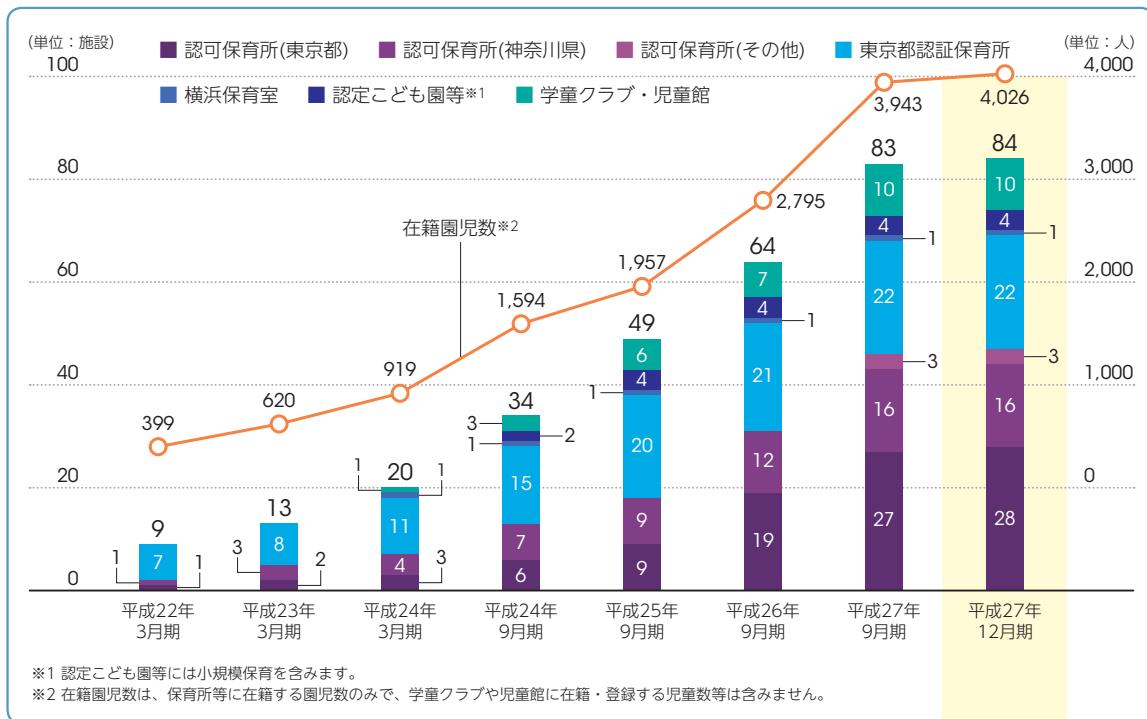
■事業系統図



■当社グループの保育施設形態別の事業モデル



運営施設数と在籍園児数の推移



③ 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、現状の待機児童数の推移及び保育の受皿の拡大ペースに鑑みると、大都市圏を中心に保育需要は引き続き強く、中期的には現状の事業環境が継続されると見込んでおります。

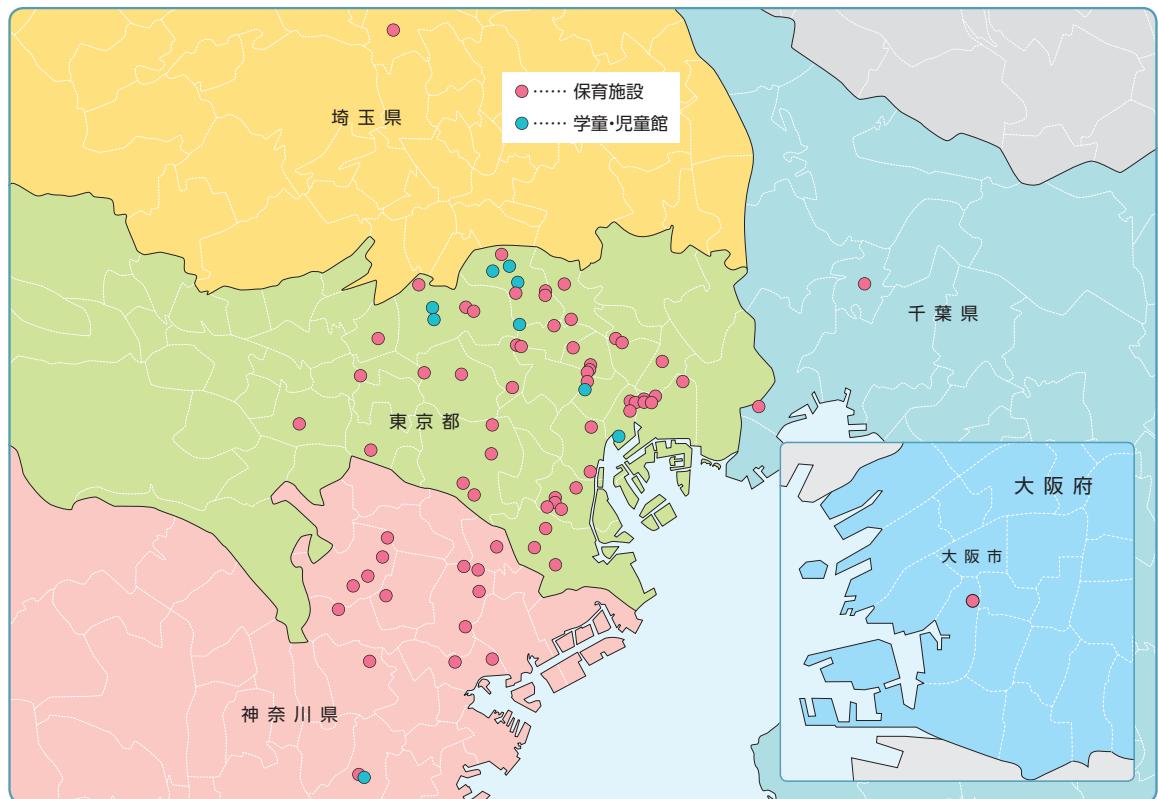
このような見込みにおいて、当社グループは、経営戦略として以下の事項に取り組んでまいります。

- 1.引き続き首都圏都心部を中心に、積極的な新規施設の開設に取り組みます。
- 2.これまでの経験者を中心とする採用に加え、新卒者採用にも注力する等により人材確保の強化に取り組みます。
- 3.管理体制の強化による効率的な事業運営に取り組みます。
- 4.事業領域の拡大に取り組みます。



運営施設

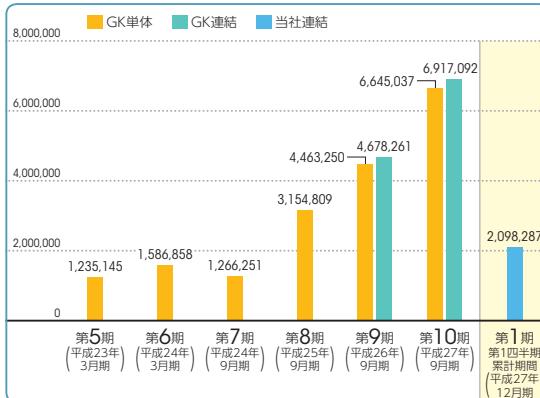
本書提出日現在



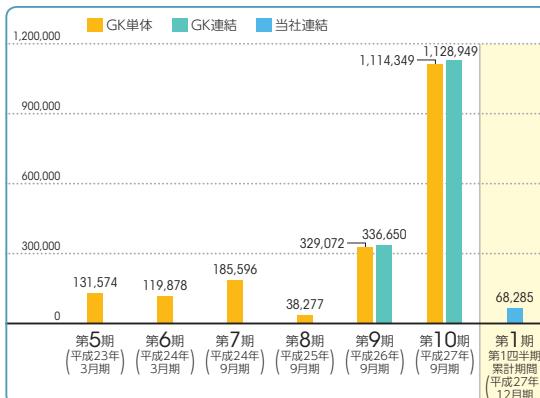
4 業績等の推移

当社は、平成27年10月1日に株式移転により株式会社グローバルキッズ（下表中GK）及び株式会社ろくの完全親会社として設立されました。従いまして、株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社グローバルキッズを親会社、株式会社ろくを子会社とする連結財務諸表が、当社グループの状況をより反映すると考えられるため、参考として株式会社グローバルキッズの平成26年9月期（第9期）及び平成27年9月期（第10期）の主要な連結経営指標並びに株式会社グローバルキッズの平成23年3月期（第5期）から平成27年9月期（第10期）までの主要な経営指標等を記載します。

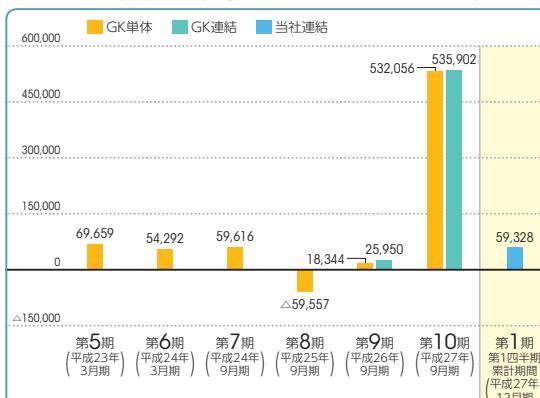
▶ 売上高



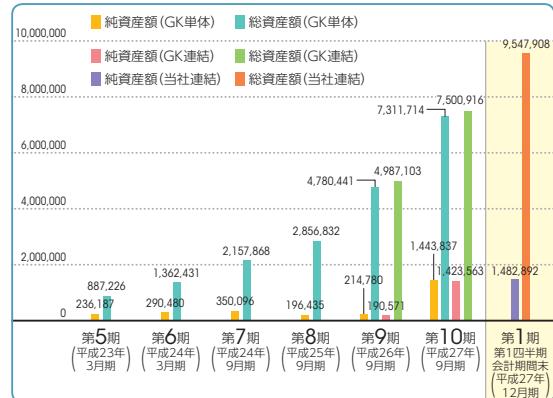
▶ 経常利益



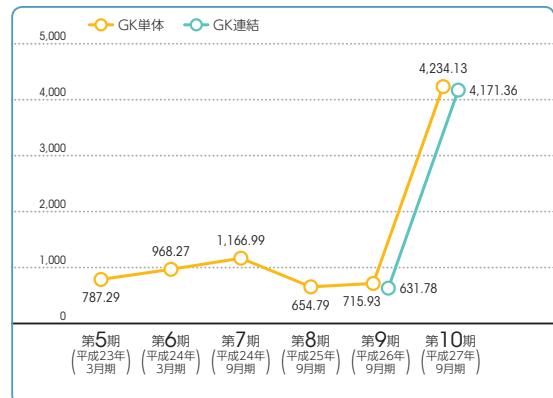
▶ 当期(親会社株主に帰属する四半期)純利益 又は当期純損失(△)



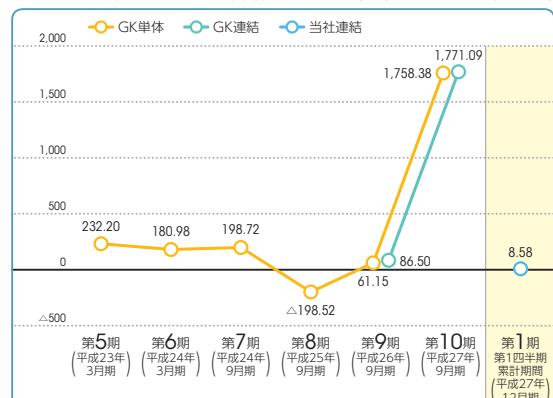
▶ 純資産額／総資産額



▶ 1株当たり純資産額



▶ 1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△)



(注) 1. 株式会社グローバルキッズの第9期及び第10期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の第2項の規定に準じて、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

また、株式会社グローバルキッズの第9期及び第10期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の第2項の規定に準じて、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第5期、第6期、第7期及び第8期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に基づき算出しており、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

2. 第7期は算定期変更により平成24年4月1日から平成24年9月30日までの6ヶ月間となっております。

3. 株式会社グローバルキッズは、平成27年3月20日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)」の各グラフでは、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

4. 当社は、平成27年12月18日付で株式1株につき20株の株式分割を行っております。上記「1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)」のグラフでは、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

	頁
表紙	
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	6
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	7
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	8
募集又は売出しに関する特別記載事項	9
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	10
2. 沿革	13
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	17
5. 従業員の状況	18
第2 事業の状況	19
1. 業績等の概要	19
2. 生産、受注及び販売の状況	21
3. 対処すべき課題	22
4. 事業等のリスク	24
5. 経営上の重要な契約等	27
6. 研究開発活動	27
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	28
第3 設備の状況	31
1. 設備投資等の概要	31
2. 主要な設備の状況	31
3. 設備の新設、除却等の計画	32
第4 提出会社の状況	33
1. 株式等の状況	33
2. 自己株式の取得等の状況	45
3. 配当政策	45
4. 株価の推移	45
5. 役員の状況	46
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	48

第5 経理の状況	53
1. 連結財務諸表等	54
(1) 連結財務諸表	54
(2) その他	64
2. 財務諸表等	94
(1) 財務諸表	94
(2) 主な資産及び負債の内容	99
(3) その他	100
第6 提出会社の株式事務の概要	115
第7 提出会社の参考情報	116
1. 提出会社の親会社等の情報	116
2. その他の参考情報	116
第四部 株式公開情報	117
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	117
第2 第三者割当等の概況	119
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	119
2. 取得者の概況	121
3. 取得者の株式等の移動状況	122
第3 株主の状況	123
[監査報告書]	126

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成28年2月15日	
【会社名】	株式会社グローバルグループ	
【英訳名】	Global Group Corp.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役 中正 雄一	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見二丁目14番36号	
【電話番号】	03-3239-7088	
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務IR部長 生川 雅也	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区富士見二丁目14番36号	
【電話番号】	03-3239-7088	
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務IR部長 生川 雅也	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	2,337,500,000円 1,267,860,000円 550,000,000円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	1,250,000（注）2	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成28年2月15日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成28年2月29日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社は、いよいよ証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、20,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親受け先）として要請する予定であります。
なお、親受けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

平成28年3月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成28年2月29日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	1,250,000	2,337,500,000	1,265,000,000
計（総発行株式）	1,250,000	2,337,500,000	1,265,000,000

（注） 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成28年2月15日開催の取締役会決議に基づき、平成28年3月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,200円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は2,750,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成28年3月10日(木) 至 平成28年3月15日(火)	未定 (注) 4	平成28年3月17日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成28年2月29日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年3月9日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成28年2月29日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成28年3月9日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成28年2月15日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成28年3月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成28年3月18日（金）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成28年3月2日から平成28年3月8日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 神田駅前支店	東京都千代田区鍛冶町二丁目6番2号
株式会社三井住友銀行 龜戸支店	東京都江東区亀戸五丁目2番15号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数(株)	引受けの条件
いよいし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		1. 買取引受けによります。
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		2. 引受人は新株式払込金として、平成28年3月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むこといたします。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
S M B C フレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号	未定	
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
計	—	1,250,000	—

(注) 1. 平成28年2月29日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日（平成28年3月9日）に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の用途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,530,000,000	27,000,000	2,503,000,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,200円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額2,503,000千円については、子会社である株式会社グローバルキッズへの融資資金に充当する予定であります。

株式会社グローバルキッズにおける資金の使途につきましては、平成28年9月期において新規開設済の保育所（1園）及び新規開設を予定している保育所（14園）への設備投資に係る借入金の返済に1,200,000千円を充当し、残金を平成29年9月期に開設を予定している新設保育所への設備投資資金等として充当する計画であります。

なお、平成29年9月期に開設を予定している新設保育所に関し、有価証券届出書提出時において開設場所や認可等が確定しているものはありませんが、現状の保育を取り巻く環境等を踏まえて前年度と同水準（施設数や定員数等）の開設を見込んでおります。

また、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 設備計画の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成28年3月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	576,300 1,267,860,000	東京都中央区 中正 雄一 450,000株 東京都千代田区富士見二丁目14番36号 株式会社グローバルキッズ 96,300株 東京都中央区月島一丁目15番10-505号 株式会社なかや 30,000株
計(総売出株式)	—	576,300 1,267,860,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,200円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4. に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成28年 3月10日(木) 至 平成28年 3月15日(火)	100	未定 (注) 2	引受人の本店及 び全国各支店	東京都中央区八丁堀二丁目 14番1号 いちよし証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成28年3月9日）に決定する予定であります。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	250,000	550,000,000 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 いちよし証券株式会社 250,000株
計(総売出株式)	—	250,000	550,000,000 —

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、いちよし証券株式会社が行う売出しがあります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、いちよし証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
 なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出もしも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,200円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成28年 3月10日(木) 至 平成28年 3月15日(火)	100	未定 (注) 1	いちよし証券 株式会社の本 店及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（平成28年3月9日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. いちよし証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、いよいよ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である中正雄一（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、250,000株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成28年4月11日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、平成28年3月18日から平成28年4月8日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社代表取締役であり、売出人かつ貸株人である中正雄一及び売出人かつ当社株主である株式会社なかやは、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成28年6月15日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等は除く。）は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

当社は、平成27年10月1日に設立された会社であり、第1期の決算を迎えておらず、該当する情報がないため記載しておりません。

(参考情報)

当社は、平成27年10月1日に株式移転により株式会社グローバルキッズ及び株式会社ろくの完全親会社として設立されました。株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社グローバルキッズを親会社、株式会社ろくを子会社とする連結財務諸表が、当社グループの状況をより反映すると考えられるため、参考として株式会社グローバルキッズの平成26年9月期及び平成27年9月期の主要な連結経営指標等を記載します。

回次	第9期	第10期
決算年月	平成26年9月	平成27年9月
売上高 (千円)	4,678,261	6,917,092
経常利益 (千円)	336,650	1,128,949
当期純利益 (千円)	25,950	535,902
包括利益 (千円)	26,126	535,991
純資産額 (千円)	190,571	1,423,563
総資産額 (千円)	4,987,103	7,500,916
1株当たり純資産額 (円)	631.78	4,171.36
1株当たり当期純利益金額 (円)	86.50	1,771.09
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	3.80	18.96
自己資本利益率 (%)	14.68	66.49
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	442,297	1,098,575
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,923,325	△2,799,834
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,498,761	1,628,756
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	240,749	168,246
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	837 (387)	1,072 (449)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれおりません。
2. 当社は第9期より連結財務諸表を作成しております。
3. 当社は平成27年3月20日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いましたが、第9期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
4. 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社は非上場会社であり期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
7. 第9期及び第10期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

(2) 提出会社の経営指標等

当社は、平成27年10月1日に設立された会社であり、第1期の決算を迎えておらず、該当する情報がないため記載しておりません。

(参考情報)

当社は、平成27年10月1日に株式移転により株式会社グローバルキッズ及び株式会社ろくの完全親会社として設立されました。当社の株式移転完全子会社である株式会社グローバルキッズの主要な経営指標等の推移は以下のとおりであります。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月
売上高 (千円)	1,235,145	1,586,858	1,266,251	3,154,809	4,463,250	6,645,037
経常利益 (千円)	131,574	119,878	185,596	38,277	329,072	1,114,349
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	69,659	54,292	59,616	△59,557	18,344	532,056
資本金 (千円)	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	378,500
発行済株式総数 (株)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	341,000
純資産額 (千円)	236,187	290,480	350,096	196,435	214,780	1,443,837
総資産額 (千円)	887,226	1,362,431	2,157,868	2,856,832	4,780,441	7,311,714
1株当たり純資産額 (円)	78,729.30	96,826.80	116,698.87	65,478.60	715.93	4,234.13
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金 額又は1株当たり当期純 損失金額(△) (円)	23,219.92	18,097.50	19,872.07	△19,852.44	61.15	1,758.38
潜在株式調整後1株当た り当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	26.62	21.32	16.22	6.88	4.49	19.75
自己資本利益率 (%)	29.49	20.62	18.61	—	8.92	64.16
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (人)	274 (83)	293 (104)	453 (152)	583 (269)	804 (362)	1,032 (418)

- (注) 1. 第8期以降の売上高には、消費税等は含まれておりません。第7期以前は、消費税等について税込処理を採用していたため、売上高には消費税等が含まれております。
2. 第5期、第6期、第7期、第8期及び第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、また、第8期については1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社は非上場会社であり期中平均株価が把握できることから記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
4. 第5期、第6期、第7期、第8期、第9期及び第10期は無配のため配当性向は記載しておりません。
5. 第7期は決算期変更により平成24年4月1日から平成24年9月30日までの6ヶ月間となっております。
6. 第8期における経常利益の大幅な減少は、第8期の新規開設の施設に対する1園当たりの補助金収入が低かったこと等によるものであります。
7. 第8期の自己資本利益率については、当期純損失のため、記載しておりません。

8. 当社は平成27年3月20日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いましたが、第9期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
9. 第9期及び第10期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第5期、第6期、第7期及び第8期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出しており、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。
10. 当社は、平成27年3月20日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第5期、第6期、第7期及び第8期の数値については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
	平成23年3月	平成24年3月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月
1株当たり純資産額 (円)	787.29	968.27	1,166.99	654.79	715.93	4,234.13
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額(△) (円)	232.20	180.98	198.72	△198.52	61.15	1,758.38
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	—	—	—	—	—	—
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

2 【沿革】

当社は、平成27年10月1日の株式移転により、株式会社グローバルキッズと株式会社ろくの完全親会社として設立されたため、当社の沿革については、各社の沿革に引き継ぎ記載しております。

- 平成18年1月 東京都足立区において、東京都認証保育所「六町駅前保育園」（現株式会社ろくが運営）を中正雄一名義で開設
- 平成18年5月 保育所の運営を目的として、株式会社グローバルキッズ（資本金30,000千円）を東京都足立区に設立
- 平成18年10月 株式会社グローバルキッズとして初めてとなる保育所（東京都認証保育所）を東京都世田谷区に開設
- 平成20年11月 当社グループとして初めての認可保育所を株式会社グローバルキッズが東京都板橋区に開設
- 平成21年4月 神奈川県横浜市緑区に東京以外で初めてとなる保育所（横浜市認可保育所）を株式会社グローバルキッズが開設
- 平成22年4月 当社グループとして初めての学童クラブを株式会社グローバルキッズが東京都板橋区に開設
- 平成24年2月 「六町駅前保育園」を法人化し株式会社ろく（資本金1,000千円）を設立
- 平成24年9月 株式会社ろくが増資（資本金44,000千円）を実施し、株式会社グローバルキッズの子会社となる
- 平成25年4月 株式会社グローバルキッズの本社を東京都足立区から東京都千代田区に移転
- 平成25年7月 株式会社グローバルキッズが埼玉県上尾市に認可外保育園（現小規模保育施設）を開設
- 平成26年4月 当社グループの運営施設数が60施設となる
- 平成27年4月 東京都中央区に当社グループとして初めてとなる児童館を開設
大阪府大阪市浪速区に大阪市認可保育所を株式会社グローバルキッズが開設
当社グループの運営施設数が83施設となる
- 平成27年10月 共同株式移転により、株式会社グローバルグループ（資本金100,000千円）を設立し、株式会社グローバルキッズと株式会社ろくを完全子会社化

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、子会社の経営管理を主な事業内容とする当社及び保育所等の運営を主な事業内容とする連結子会社2社（株式会社グローバルキッズ及び株式会社ろく）により構成されており、保育所等の運営を通じて次世代を担う子ども達を育成する「子育て支援事業」を主な事業として営んでおります。

当社グループは、「豊かに生きる力を育てる」ことを最大の使命としており、子ども達に夢を持たせ、感謝の心を養い、学ぶ姿勢といった社会における「生きる力」（注）を育むことが重要と考え、「子ども達の未来のために」を企業理念として掲げております。

また、当社グループは、以下の3つを保育方針とし、実践しております。

①子どもの安全と安心を基本として、自ら伸びる力を大切にし、成長と個性に応じた多様性のある保育をする。

②子どもの目線で、豊かな愛情をもって、一人ひとりの気持ちをしっかり受け止め、その主体的な活動を育む。

③子どもを中心に据え、家庭や地域との信頼関係を築き、環境を通して、人や物との関わりを大切にする。

（注）文部省（現 文部科学省）の中央教育審議会答申（1996年）で使用された用語であり、教育改革のスローガンとしての意味を持っています。「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」、「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性」、「たくましく生きるために健康や体力」などの資質や能力を、これから社会における「生きる力」と称しています。

なお、当社グループの事業は「子育て支援事業」のみの単一セグメントとなっております。

「子育て支援事業」

当社グループは本書提出日現在、首都圏を中心に、自治体より認可等を受けた保育施設74施設及び学童クラブ・児童館10施設を運営しております。

平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が本格施行され、当該制度の下、公的に認可等を受けて運営される保育施設は、施設型給付を受ける施設（認可保育所、認定こども園、幼稚園）と地域型保育給付を受ける施設（小規模保育、家庭的保育など）に区分されることとなりました。また、新制度に基づいて給付を受ける施設とは別に、一部自治体による独自の認定保育制度に基づく保育所（以下、「独立認定保育所」という。）があります。

当社グループが運営する保育施設には、認可保育所のほか、独立認定保育所、認定こども園、小規模保育があり、各施設の概要は、以下のとおりとなっております。

認可保育所・・・児童福祉法に基づき、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たし、都道府県知事等に認可された児童福祉施設をいいます。

当社グループは、国及び自治体が負担する施設型給付を委託費として交付を受け認可保育所を運営しております。

独立認定保育所・大都市を中心とした保育所不足の解消等を目的として、自治体が独自で定める制度に基づき設置された保育所です。東京都が定める制度に基づき運営される東京都認証保育所や横浜市が定める制度に基づき運営される横浜保育室などがあります。

当社グループは、利用者からの保育料及び自治体から運営費補助金の交付を受け独立認定保育所を運営しております。

認定こども園・①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び②地域における子育て支援を行う機能を持ち、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設となります。幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地方裁量型の4類型があります。

当社グループは、東京都において地方裁量型認定こども園を運営しており、その設置基準や保育給付の運用等については、東京都認証保育所とほぼ同内容となっております。

小規模保育・・・子ども・子育て支援新制度の下で、市町村の認可事業として新たに創出された保育制度（6-19名定員施設）になります。

当社グループは、利用者からの保育料及び自治体より地域型保育給付の交付を受け小規模保育を運営しております。

学童クラブは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図ることを目的とした事業をいいます。当社グループは、利用者からの利用料又は、自治体から交付される運営費により学童クラブを運営しております。

児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設をいいます。当社グループは、自治体から交付される運営費により児童館を運営しております。

[在籍園児数の推移]

	平成22年 3月期末	平成23年 3月期末	平成24年 3月期末	平成24年 9月期末	平成25年 9月期末	平成26年 9月期末	平成27年 9月期末	平成27年 12月期末
在籍園児数（人）	399	620	919	1,594	1,957	2,795	3,943	4,026

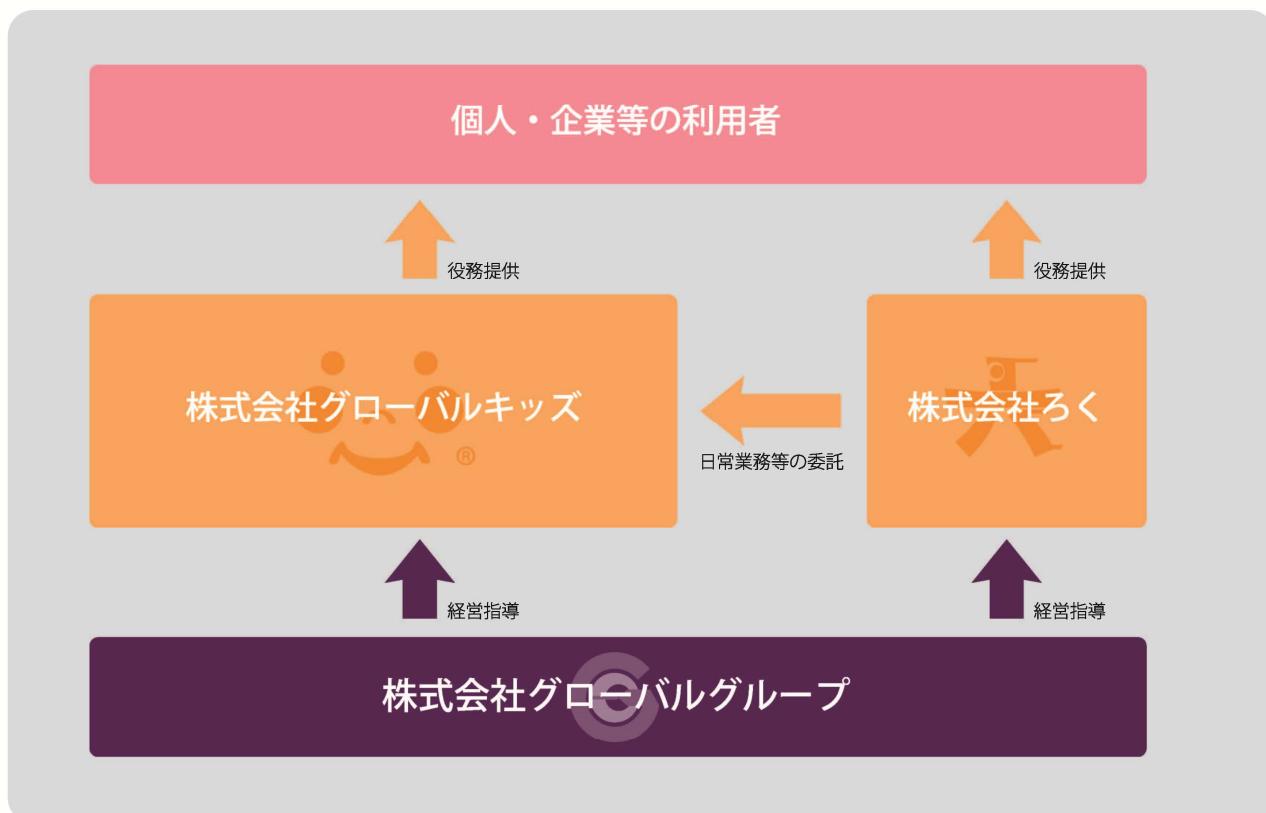
※在籍園児数は、保育所等に在籍する園児数のみで、学童クラブや児童館に在籍・登録する児童数等は含みません。

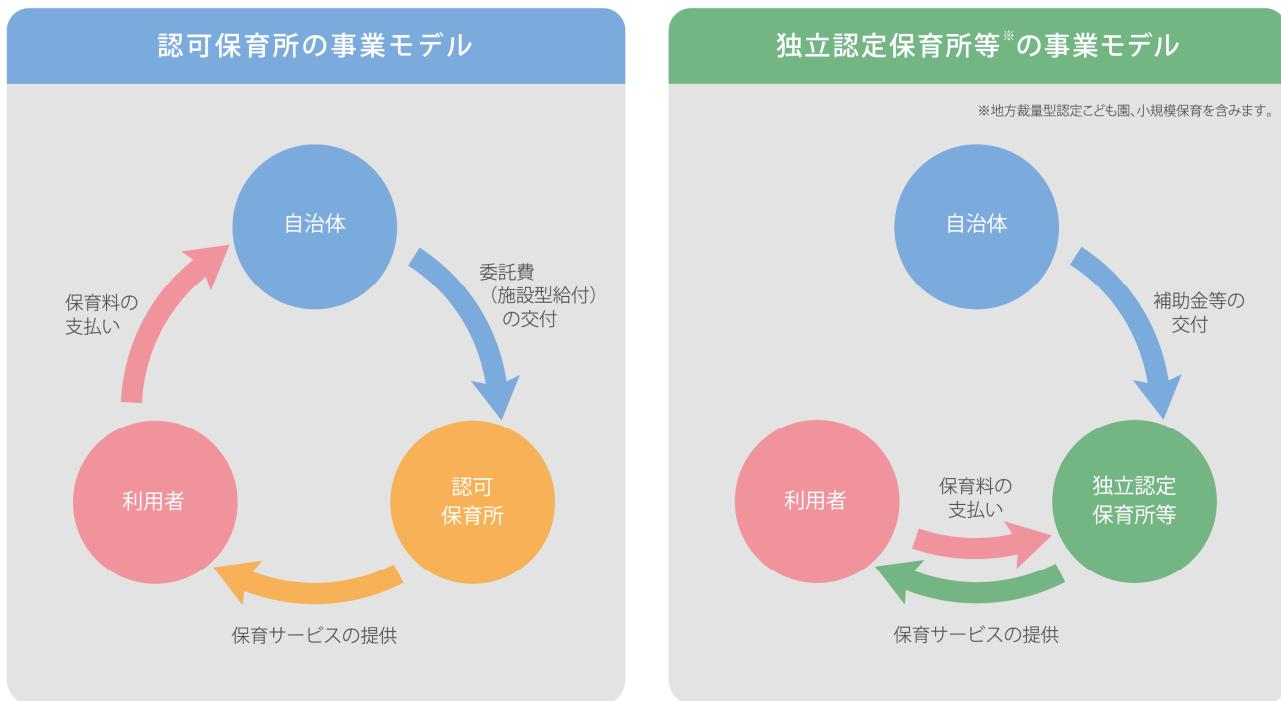
[運営施設数の推移]

	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成24年 9月期	平成25年 9月期	平成26年 9月期	平成27年 9月期	平成27年 12月期
認可保育所(東京都)	1	2	3	6	9	19	27	28
認可保育所(神奈川県)	1	3	4	7	9	12	16	16
認可保育所(その他)	-	-	-	-	-	-	3	3
認可保育所計	2	5	7	13	18	31	46	47
東京都認証保育所	7	8	11	15	20	21	22	22
横浜保育室	-	-	1	1	1	1	1	1
認定こども園等	-	-	-	2	4	4	4	4
学童クラブ・児童館	-	-	1	3	6	7	10	10
総合計	9	13	20	34	49	64	83	84

注：認定こども園等には小規模保育を含みます。

[事業系統図]





なお、当社は、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しております、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの数値に基づいて判断することになります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社グローバルキッズ	東京都千代田区	378,500	子育て支援事業	100.0	当社が経営管理している。 役員の兼務5名。
株式会社ろく	東京都足立区	44,000	子育て支援事業	100.0	当社が経営管理している。 役員の兼務1名。

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

(参考情報)

当社は、平成27年10月1日に株式移転により株式会社グローバルキッズ及び株式会社ろくの完全親会社として設立されました。株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社グローバルキッズの最近連結会計年度末に係る関係会社の状況は以下のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ろく	東京都足立区	44,000	子育て支援事業	97.7 [2.3]	株式会社グローバルキッズ が経営管理している。 役員の兼務1名。

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 議決権の所有割合の [] 内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成27年12月31日現在

従業員数（人）
1,087 (492)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループは、子育て支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 従業員数が、最近1年間で226名増加しております。主な理由は業務の拡大に伴うものです。

(2) 提出会社の状況

平成27年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
4	46.9	0.25	5,971

- (注) 1. 従業員数は、当社子会社との兼務者を含む就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社子会社である兼務先の勤続年数を含む平均勤続年数は1.6年となります。
4. 当社は純粹持株会社であるため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は、平成27年10月1日に株式移転により株式会社グローバルキッズ及び株式会社ろくの完全親会社として設立されました。このため、第10期連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）につきましては、株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社グローバルキッズの業績及びキャッシュ・フローを記載しております。

(1) 業績

第10期連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

当連結会計年度の日本経済は、海外での景気見通しに対する下振れ懸念等から国内景気を下押しするリスクはあるものの、企業の設備投資や収益、個人消費が持ち直し傾向にあるなど経済政策の効果が徐々に表れ、緩やかな景気回復基調が継続しています。

子育て支援事業を取り巻く状況は、首都圏を中心に待機児童を解消するために子育て支援体制を充実させることが政策の重要項目に掲げられ、保育所の増設に力を入れる自治体が以前にもまして増えてまいりました。平成27年4月には、「子ども・子育て支援新制度」が施行され、これにより地域の様々な子育て支援を充実させ、多様な保育を確保することにより、待機児童の解消に取り組むことから、子育て支援事業にとって追い風となることが予想されます。首都圏での保育士不足の影響により、待機児童解消のスピードは鈍いものの、自治体における保育所の増設は今後も継続すると考えております。

このような状況の中、当社グループは、東京都・神奈川県・千葉県と大阪府において、保育所及び学童クラブの開設を進め、以下のとおり新たに保育所16施設、学童クラブ3施設を新規開設いたしました。

(保育所)

東京都

高野駅前こども園	(平成26年11月1日)
グローバルキッズ虎ノ門保育園	(平成26年12月1日)
グローバルキッズ港南保育園	(平成27年4月1日)
グローバルキッズ荻窪保育園	(平成27年4月1日)
グローバルキッズ亀戸園	(平成27年4月1日)
グローバルキッズ西落合保育園	(平成27年4月1日)
グローバルキッズ押上園	(平成27年4月1日)
グローバルキッズコトニア赤羽園	(平成27年4月1日)
グローバルキッズ飯田橋園	(平成27年4月1日)

神奈川県

グローバルキッズたまプラーザ保育園	(平成27年4月1日)
グローバルキッズ市が尾園	(平成27年4月1日)
グローバルキッズ新子安保育園	(平成27年4月1日)
グローバルキッズ武藏小杉園	(平成27年4月1日)

千葉県

グローバルキッズ南行徳園	(平成26年10月1日)
グローバルキッズ鎌ヶ谷園	(平成27年4月1日)

大阪府

グローバルキッズ戎本町園	(平成27年4月1日)
--------------	-------------

(学童クラブ)

緑小学校あいキッズ	(平成27年4月1日)
グローバルキッズ飯田橋学童クラブ	(平成27年4月1日)
中央区勝どき児童館	(平成27年4月1日)

上記の結果、当連結会計年度の売上高は6,917,092千円（前年同期比47.9%増）、営業利益は22,633千円（前年同期は営業損失268,009千円）となりました。また、経常利益は1,128,949千円（前年同期比235.3%増）となり、当期純利益は535,902千円（前年同期は当期純利益25,950千円）となりました。

第1期第1四半期連結累計期間（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、アベノミクスを背景にした円安により輸出企業を中心に企業業績が好調であり緩やかな回復基調で推移したものの、依然として所得から支出への循環に力強さはみられておりません。また世界経済も、米国の利上げにより新興国が、そして資源安により資源国が弱さを見せております。

このような不安定な経済環境ではありますが、首都圏を中心に、待機児童の解消のために保育所の増設に力を入れる自治体が以前にもまして増えてまいりました。国家レベルにおいても、平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」に続き、平成28年度予算案においても「1億総活躍社会」を目指す政策に掲げ、待機児童の解消に取り組む政府の姿勢がみられることから、当社のような子育て支援事業者にとっては追い風となることが予想されます。首都圏での求職保育士の不足等の影響により待機児童の解消ペースは緩やかで、自治体における保育所の増設は今後も継続すると考えております。

このような状況の中で当社は、東京都、神奈川県、千葉県及び大阪府において、保育所及び学童クラブの開設準備を進めておりますが、当第1四半期連結累計期間においては、以下の保育所1施設を開設いたしました。

(保育所)

東京都

グローバルキッズ北池袋保育園 (平成27年12月1日)

上記の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は2,098,287千円、営業利益は94,981千円、経常利益は68,285千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は59,328千円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

第10期連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」）は営業活動による資金の増加1,098,575千円、投資活動による資金の減少2,799,834千円、財務活動による資金の増加1,628,756千円により前連結会計年度末に比べ72,503千円減少し168,246千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益816,627千円、減価償却費275,736千円、減損損失296,835千円等がありましたが、一方で未収入金の増加による301,330千円の資金の減少等があったため、1,098,575千円（前年同期比148.4%増）の資金の増加となりました。

また、前連結会計年度（442,297千円の資金の増加）に対して得られた資金が増加しているのは、税金等調整前当期純利益が279,969千円から816,627千円に増加したことに加え、減損損失が56,680千円から296,835千円に増加したこと、減価償却費が189,361千円から275,736千円に増加したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

建設協力金の回収による収入が12,530千円でしたが、一方で有形固定資産の取得による支出が1,987,550千円、敷金及び保証金の差入による支出が467,713千円、建設協力金の支払による支出が133,553千円あつたため、2,799,834千円（前年同期比45.6%増）の資金の減少となりました。

また、前連結会計年度（1,923,325千円の資金の減少）に対して資金の支出が増加しているのは、有形固定資産の取得による支出が394,730千円、敷金及び保証金の差入による支出が288,624千円増加したこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

短期借入金の純増減額による支出が121,396千円、長期借入金の返済による支出が790,840千円、社債の償還による支出が89,980千円でしたが、一方で長期借入れによる収入が1,940,052千円、株式の発行による収入が697,000千円があつたため、1,628,756千円（前年同期比8.7%増）の資金の増加となりました。

また、前連結会計年度（1,498,761千円の資金の増加）に対して得られた資金が増加しているのは、短期借入金の純増減額による支出が894,396千円、長期借入金の返済による支出が299,154千円それぞれ増加した一方で、長期借入れによる収入が626,546千円増加していること及び株式の発行による収入が697,000千円あつたこと等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社は、平成27年10月1日に株式移転により株式会社グローバルキッズ及び株式会社ろくの完全親会社として設立されました。株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社グローバルキッズの第10期連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）の販売実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社グループは子育て支援事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	前年同期比 (%)
子育て支援事業（千円）	6,917,092	147.9

(注) 1. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)		当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	
	金額（千円）	割合 (%)	金額（千円）	割合 (%)
横浜市	1,205,101	25.8	1,683,911	24.3

2. 上記は、子育て支援事業における同市からの運営に関する補助金収入で、売上計上しております。上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第1期第1四半期連結累計期間（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）の販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第1期第1四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)	前年同期比 (%)
子育て支援事業（千円）	2,098,287	-

(注) 1. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第1期第1四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)	
	金額（千円）	割合 (%)
横浜市	467,399	22.2%

2. 上記は、子育て支援事業における同市からの運営に関する補助金収入で、売上計上しております。上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

我が国は安倍政権における成長戦略の1つとして女性が輝く日本を念頭に「待機児童の解消」「職場復帰・再就職の支援」「女性役員・管理職の増加」に向けた対策が進められています。このように保育事業に対する国の関心が高まる中で、当社グループとしてさらなる事業拡大に向けた重要課題として以下の点に取り組んでまいります。

(1) 戰略的な地域展開

当社グループは、これまで待機児童が集中する東京都23区などの首都圏都心部を中心に運営施設の拡大に努めてまいりました。今後、中長期的には少子化や待機児童の解消により児童等の獲得が難しくなる懸念がありますが、首都圏都心部においては、他の地域に比べ児童の確保に優位性があると見込んでおり、引き続き当該エリアを中心に新規施設の開設に注力していく方針です。

一方で、地域的な拡大も意図し平成27年9月期より大阪府での開設も始めております。今後も、首都圏以外では大都市を中心に検討を進める予定です。

[全国及び東京都における待機児童数]

	平成25年4月1日時点		平成26年4月1日時点		平成27年4月1日時点	
	待機児童数	割合(%)	待機児童数	割合(%)	待機児童数	割合(%)
東京都	8,117人	35.7	8,672人	40.6	7,814人	33.7
全国	22,741人	100.0	21,371人	100.0	23,167人	100.0

出典：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（平成27年4月1日）」
東京都「都内の保育サービスの状況について」

(2) 採用力の強化等を通じた人材の確保

運営施設数の増加により、保育士資格を有する優秀な人材の確保が急務であります。しかしながら、保育士資格を有する求職者が不足していることから、特に首都圏においては、年々、採用が難しくなる傾向にあります。そのため、これまでの経験者を中心とする採用に加え、今後は新卒者の採用にも注力することで採用力の強化に努めます。また、雇用保険を受給できない求職者向けに保育補助養成科等の訓練を行っておりますが、修了生の希望等を踏まえたうえで当社で採用するなど、採用の多様化にも注力します。

なお、社員寮などの福利厚生や海外研修などの研修制度の充実、待遇改善等を通じた魅力ある就労環境の提供を通じて人材の長期雇用にも努めます。

(3) 人材育成力の強化

子ども・子育て支援制度などの国や自治体の保育方針に関する勉強会や保育士試験の講座、アレルギー研修等、各職位に応じた研修カリキュラムの充実や研修参加の推奨により、施設長等、管理職水準の人材の早期育成体制の強化を目指します。また、ヨーロッパの保育所において現地の多様な保育を学ぶ海外研修を通じて、当社グループにおける保育の幅を広げる取り組みを実施しております。

(4) 保育の質の維持・向上

運営施設数が増加する状況でも、優秀な人材の採用や育成の強化、及び、諸施策を通じた長期雇用の促進により、保育士の質の維持・向上を図ります。具体的な施策として、各職位における職務内容や人事評価制度の精緻化、待遇改善等を検討してまいります。これに加え、第三者評価を通じた利用者からの指摘事項の改善等を定期的に行います。また、当社グループの保育方針をより一層、浸透させるため、施設長や本部スタッフに対する研修の実施を進めています。

(5) 施設数増加に伴う効率的な事業運営の推進

運営施設数の増加に伴い、備品購入等における規模のメリットの享受や、運営業務の一元化、システム導入等を積極的に推進することで、運営コストを抑制しながら効果的・安定的な事業運営が行えるよう努めます。

(6) 安定的な資金調達の確保と財務基盤の強化

当社グループは、現在、各施設の開発資金や運転資金の確保を、主に金融機関からの借入に依拠しております。今後も、積極的に開発を進め、安定した事業運営を行うためにも、諸施策を通じた安定的な資金調達の確保を図るとともに、収益力の向上による財務基盤の強化に努めます。

(7) 事業の拡大と安定化

当社グループの収益は、現在、概ね子育て支援事業に依拠しており、国や自治体の政策等に大きく影響を受けている状況です。当該状況を踏まえ、当社グループでは子育て支援事業以外に保育に関連する周辺事業を中心に収益基盤

の拡充に取り組んでおります。具体的には、保育士育成事業や、コンサルティング事業、食育事業、研修事業等の拡大・参入等を検討してまいります。

また、新規の保育施設については、安定的な運営が見込みやすい認可保育所を中心とすること及び、認可以外の既存施設についても認可保育所へと転換を進めることで、収益基盤の一層の安定化に努めます。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、以下の記載事項は特に断りがない限り、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 少子化や待機児童減少等に伴う入所児の減少

平成25年4月に待機児童解消に向けた取り組みとして「待機児童解消加速化プラン」が公表され、近年では新規参入を含む多数の事業者が保育所を開設しております。平成27年9月29日付厚生労働省公表資料「保育所等関連状況取りまとめ（平成27年4月1日）」によると、平成27年4月1日時点での全国の待機児童数は23,167人となっており、7年連続で2万人を超える水準となっておりますが、政府の積極的な取り組みや少子化等により将来的には、想定した園児数の獲得が困難となる可能性があります。

当社グループの収益は主に園児や児童の人数に応じて増減するため、想定した園児数等の獲得ができない場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 国や自治体による方針や関連法規制等の改訂等

平成12年に認可保育所の運営に株式会社を含む多様な運営主体が認められて以降、子ども・子育て支援制度において、国及び自治体は待機児童解消に向け、様々な支援策を実施しておりますが、今後、国や自治体の方針につき改訂等が実施され、補助金の削減や株式会社による保育所の開設が認められなくなる等となった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループが現在運営する事業に関連する法規制は、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び食品衛生法が主なものですが、今後、当社グループが運営する事業に関連する法規制の制定・改廃等が行われた場合、当社グループの事業活動が制約を受け、業績に影響を与える可能性があります。

(3) 認可事業等

当社グループが運営する保育所は、認可保育所や東京都認証保育所などの施設形態に関わらず各施設ごとに所管する自治体宛てに保育所設置の申請を行い、審査を経て、認可等を得た上で運営されております。当社グループが運営する保育所において、過去に認可等の取り消しが発生した事例はなく、本書提出日現在で認可等の取り消しが想定される事象は生じておませんが、今後、何らかの事由により認可等が取り消された場合や新規施設の認可等が得られないような場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) 施設運営に際しての事故等

当社グループは、施設の運営において園児や児童の安全に配慮し、万全の体制で臨んでおり、これまでに業績に大きな影響を与えるような事故等は発生しておりません。しかしながら、万が一施設運営に際して重大な事故等が発生した場合、所管する自治体等から事業の停止命令を受けたり、訴訟の提起や風評被害等により多数の園児の退園や児童の退会が生じたりすることで当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(5) 人材確保

当社グループは運営施設数の増加に伴い、保育士や指導員、スタッフの確保が急務となるため、新卒採用の強化や海外研修などの社内研修体制の整備など、職員の採用強化と長期雇用に向けた諸施策に取り組んでおります。しかしながら、予定した人材の確保に遅れ等が生じた場合、既存施設の運営計画や新規施設の開園計画に遅延等を及ぼす可能性があるため、当社グループの業績にも影響を与える可能性があります。

(6) 食の安全

当社グループは、給与栄養量(※)の目標を設定し、必要な栄養量が確保できるように献立を作成し各施設にて調理・提供しております。そのため、食品の購入及び検収に留意し、新鮮で栄養価の高い、安全なものを仕入れる方針であります。また、食品衛生法に沿った、厳正な食材管理及び衛生管理を施し、食中毒等の事故の防止に努めております。しかしながら、何らかの原因により食の安全性に重大な問題が生じた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(※)給与栄養量とは、厚生労働省が発表する食事摂取基準に基づく栄養素別の必要量に従い、当社で提供する昼食やおやつにおける必要栄養量を定めたものをいいます。

(7) 感染症の流行

当社グループでは、安全な保育及び育成を提供するため、定期的な消毒の実施等により感染症についても厳重に対応しておりますが、新型インフルエンザやノロウィルスなどの感染症が流行した場合、従事する保育士や指導員、ス

タッフが多数欠勤することで施設の運営が困難となる可能性があります。その場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 大規模な災害

当社グループは首都圏を中心に子育て支援施設の運営を行っておりますが、地震や火災等の発生により施設の利用者や従業員、施設の建物等が被害を受けた場合には施設の運営が困難となり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) 個人情報保護

当社グループでは、園児や児童及びその保護者の氏名や住所など多くの個人情報を保持しているため、厳重に管理のうえ、慎重に取り扱う体制を整えておりますが、万が一漏洩するようなことがあった場合には、利用者を含め広く社会的な信用を失うこととなります。その結果、多くの園児の退園や児童の退会、施設の新規開設等に影響が出ることにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(10) 資金調達及び金利負担

株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社グローバルキッズの平成27年9月期末の連結の借入金及び社債残高は4,147,119千円、総資産額に占める比率は55.3%となっております。

当社グループは、保育所の新規開設に関する設備資金等は金融機関からの借入や社債の発行により調達しておりますが、外部借入への依存度が高く、急激な金利の変動や計画どおりの資金調達ができなかった場合、新規開設が制約されるなど当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループはこれまで積極的な新規開設を行ってきたため、新規開設に伴う借入金増加額が、既存施設で獲得したキャッシュ・フローからの借入金返済額を上回り、借入金残高が増加傾向にあります。このため金利が大幅に上昇した場合は、既存借入金の金利負担など当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

なお、株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社グローバルキッズの平成27年9月期末の流動比率（連結）は39.8%となっておりますが、当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため複数の取引銀行と当座貸越契約を締結しており、これらの契約に基づく株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社グローバルキッズの平成27年9月期末の借入未実行残高は1,259,622千円であります。

(11) 固定資産の減損

運営する施設の業績が著しく悪化し改善の見込みがない場合、あるいは新規開設から一定期間を経過しても業績改善の見込みがない場合は、有形固定資産の減損処理が必要となり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社グローバルキッズの連結財務諸表における減損損失額は、平成26年9月期56,680千円、平成27年9月期296,835千円となっております。

(12) 創業者依存

当社の代表取締役である中正雄一は、株式会社グローバルキッズ及び株式会社ろぐの創業者であり、創業以来の最高経営責任者であります。同氏は保育業界に精通しており、施設開発や経営方針、経営戦略において重要な役割を果たしております。当社グループでは、役員及び幹部社員の情報の共有化や権限委譲を進め、同氏に過度に依存しないような経営体制を整備しておりますが、何らかの理由により同氏が当社グループの業務を継続することが困難になった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 季節変動

当社グループにおける保育所等の新規開設は、4月に開設されるものが大部分となっています。新規開設施設については、第1四半期～第2四半期（10月～3月）に開設準備費用等が先行的に発生する一方で、第3四半期（4月～6月）に補助金収入が多額に計上される傾向にあります。

(14) 新たに保育所等の施設を開設した場合の経営成績に対する影響

①新たに保育所等の施設を開設した場合、当社グループの経営成績に対する影響を個々の施設ごとに見ると、一般的な例として以下のようない特徴があります。

営業損益・・・開設時には3歳～5歳児等が必ずしも定員を満たさない場合があるため、開設初年度から数年間は営業赤字となる場合がありますが、児童年齢の持ち上がりとともに年々、改善される傾向にあります。

営業外収益・・・新規園開設資金のうち一部（内装工事費等）に対して自治体から補助金が交付された場合、営業外収益の「補助金収入」に計上されます。

営業外費用・・・新規園開設資金のうち費用処理されたものが営業外費用の「開設準備費用」に計上されます。

このため新規開設施設の件数増加や施設規模の大型化は、一時的に営業損益の悪化要因となる傾向がありますが、補助金収入（営業外収益）の増加要因となる傾向があります。一方、新規開設施設の件数減少や規模の小型化は、営業損益の悪化要因は限定的となりますが、補助金収入（営業外収益）が減少する可能性があります。

当社グループはこれまで積極的な新規開設を行ってきたため、経営成績における新規開設の影響が大きくなっていますが、運営施設数に対する新規施設数の割合が減少するに伴い、今後は影響が徐々に緩和されるものと考えています。

②自治体からの補助金により固定資産を取得した場合には、税務上、固定資産の取得価額から補助金の額を控除することが認められています（「圧縮記帳」と呼ばれます）。財務会計において圧縮記帳の方法は2つあり、1つは補助金の額を控除した残額を固定資産に計上し、毎期の減価償却費も控除後の額をもとに計上する方法です（「直接減額方式」と呼ばれます）。もう1つは補助金を収益計上し、固定資産は補助金控除前の金額で計上する方法です（「剩余金処分方式」と呼ばれます）。

当社グループは剩余金処分方式を採用しております。剩余金処分方式の場合においても、利益剰余金と税額の計算により、税務上の効果は直接減額方式と同様になります。しかし直接減額方式を採用する場合と比較すると、新たに保育所等を開設した事業年度においては補助金収入が計上されるものの、その後の減価償却費は多額に計上されることになります。当社グループでは保育所等の減価償却費を売上原価に計上し、補助金収入を営業外収益に計上しているため、新規開設の影響が大きかった過年度においては、減価償却費の負担等により営業損失を計上し、営業外収益の補助金収入等により経常利益を計上しておりました。

平成27年9月期においては、既存保育所等の増加を含め収益基盤が安定したことにより、営業利益を計上しております。

株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社グローバルキッズの営業利益又は営業損失(△)、補助金収入（営業外収益）、経常利益は以下のように推移しています。

回次		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		平成23年3月	平成24年3月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月
営業利益又は 営業損失(△)	(千円)	△24,460	△106,667	△203,227	△259,685	△258,711	37,904
補助金収入	(千円)	165,894	224,156	391,195	319,657	774,939	1,473,596
経常利益	(千円)	131,574	119,878	185,596	38,277	329,072	1,114,349

注：第9期及び第10期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第5期、第6期、第7期及び第8期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出しており、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

(15) 税務上の繰越欠損金

当社の子会社である株式会社グローバルキッズ及び株式会社ろくには現在のところ税務上の繰越欠損金が存在しております。そのため、事業計画の進展から順調に当社グループの業績が推移するなどして繰越欠損金による課税所得の控除が受けられなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純利益又は当期純損失及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

(16) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化に関するリスク

当社グループは、企業価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、当社グループの業績向上に対する役職員の意欲を高めることを目的として、ストックオプション（新株予約権）を発行しております。本書提出日現在、新株予約権による潜在株式総数は1,249,800株であり、発行済株式総数6,918,560株の18.1%に相当します。今後これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は、平成27年10月1日に株式移転により株式会社グローバルキッズ及び株式会社ろくの完全親会社として設立されました。このため、第10期連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）につきましては、株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社グローバルキッズの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析を記載しております。

また、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、損益又は、資産の状況に影響を与える見積もりの判断は、一定の会計基準の範囲の中において、過去の実績や判断時点で入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、実際の結果は、見積もりによる不確実性があるため、これらの見積もりと異なる場合があります。当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第10期連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

(資産)

当連結会計年度末の総資産は前連結会計年度末と比較して2,513,812千円増加し7,500,916千円となりました。

流動資産は前連結会計年度末と比較して215,728千円増加し983,520千円となりました。これは主に、売上金について一部の自治体で入金時期の制度が変更され（運営費の前払いから事後払いへの変更）、これを主因に未収入金が234,147千円増加したことによるものです。

固定資産は前連結会計年度末と比較して2,298,084千円増加し6,517,396千円となりました。これは主に、新規開設施設等の固定資産取得や不動産契約により建物及び構築物が1,422,763千円、敷金及び保証金が457,514千円増加したことによるものです。

(負債)

流動負債は前連結会計年度末と比較して100,020千円増加し2,472,231千円となりました。これは主に、上記売上金の入金時期の制度変更を主因に前受金が123,817千円減少した一方で、主に新規施設の開設に伴う保育備品等の取引総額が増加したこと、従業員数の増加に伴い給与総額が増加したこと等により未払金が104,687千円増加したことによるものです。

固定負債は前連結会計年度末と比較して1,180,800千円増加し3,605,121千円となりました。これは主に、認可保育園の開設資金を金融機関から調達したことにより長期借入金が1,014,249千円増加したことによるものです。

(純資産)

純資産は前連結会計年度末と比較して1,232,991千円増加し1,423,563千円となりました。これは主に、第三者割当増資に伴い資本金及び資本剰余金がそれぞれ348,500千円増加したことによるものです。

第1期第1四半期連結累計期間（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）

(資産)

当第1四半期連結会計年度末の総資産は9,547,908千円となりました。

主要な内容は現金及び預金1,701,702千円、有形固定資産5,268,266千円、敷金及び保証金942,092千円であります。

現金及び預金は株式会社グローバルキッズの第10期連結会計年度末と比較して、1,369,700千円増加しておりますが、これは主に、平成28年4月開園予定の新規施設（14園）に係る設備投資資金の支払いのために短期借入れにより資金を調達したことによるものです。

(負債)

当第1四半期連結会計年度末の負債合計は8,065,015千円となりました。

主要な内容は短期借入金2,589,954千円、長期借入金2,613,312千円、繰延税金負債878,251千円であります。

短期借入金は株式会社グローバルキッズの第10期連結会計年度末と比較して、1,898,350千円増加しておりますが、これは（資産）における現金及び預金の増加と同様の要因等によるものです。

(純資産)

当第1四半期連結会計年度末の純資産は1,482,892千円となりました。

主要な内容は資本金100,000千円、資本準備金670,516千円、利益剰余金755,375千円であります。

(3) 経営成績の分析

第10期連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

(売上高)

売上高は前連結会計年度に比べ47.9%増収の6,917,092千円となりました。これは主に、新規施設の開設による売上高増加と既存園の売上高の順調な伸びによるものです。

(売上原価)

売上原価は前連結会計年度に比べ39.1%増加の5,919,734千円となりました。これは主に、売上高増加に伴う施設運営費増によるものですが、原価率は前連結会計年度が91.0%であったところ当連結会計年度は85.6%となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ283,858千円増加の974,723千円となりました。これは主に、租税公課や本部の人事費の増加によるものですが、販管費率は前連結会計年度が14.8%であったところ当連結会計年度は14.1%となりました。

この結果、営業利益は、前連結会計年度に比べ290,642千円増益の22,633千円となりました。

(営業外損益と経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は1,523,906千円となり前連結会計年度に比べ719,592千円の増加、営業外費用は417,589千円となり前連結会計年度に比べ217,935千円の増加となりました。営業外収益は主に新規施設の開設に伴う補助金収入によるものです。営業外費用は主に新規施設の開設に伴う開設準備費用によるものです。

この結果、経常利益は前連結会計年度に比べ792,299千円増益の1,128,949千円となりました。

(特別損失と当期純利益)

当連結会計年度の特別損失は、過年度に開設した施設の減損損失に伴うものが296,835千円、本社移転に伴う費用が15,486千円の合計312,322千円となりました。

税金等調整前当期純利益は、前連結会計年度に比べ536,658千円増益の816,627千円となり、法人税、住民税及び事業税を18,095千円計上し、法人税等調整額を262,541千円、少数株主利益を89千円計上した結果、当期純利益は前連結会計年度に比べ509,952千円増益の535,902千円となりました。

第1期第1四半期連結累計期間（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）

(売上高)

売上高は、新規施設の開設による売上高増加と既存園の売上高の順調な伸びにより2,098,287千円となりました。

(売上原価)

売上原価は、原価率が80.8%となり1,694,912千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は308,393千円となりました。

主な内容は、人件費120,423千円、租税公課79,608千円であります。

この結果、営業利益は94,981千円となりました。

(営業外損益と経常利益)

営業外収益は1,445千円、営業外費用は28,140千円となりました。

この結果、経常利益は68,285千円となりました。

(親会社株主に帰属する四半期純利益)

税金等調整前四半期純利益は68,285千円となり、法人税、住民税及び事業税を25,266千円計上し、法人税等調整額を△16,309千円計上した結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は59,328千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当社グループのキャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要」をご参照下さい。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、現状の待機児童数の推移及び保育の受皿の拡大ペースに鑑みると、大都市圏を中心に保育需要は引き続き強く、中期的には現状の事業環境が継続されると見込んでおります。

このような見込みにおいて、当社グループは、引き続き首都圏都心部を中心に、積極的な新規施設の開設に取り組むとともに、これまでの経験者を中心とする採用に加え、新卒者採用にも注力する等により人材確保の強化に取り組みます。また、管理体制の強化による効率的な事業運営及び事業領域の拡大にも取り組んでまいります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、待機児童の解消など、社会的要請に応えるために、保育所の新規開設に積極的に取り組むことが重要との認識であります。一方で「子ども達の生きる力を育む」といった保育の質の向上も重要であり、保育士が成長できる職場作りや待遇改善等を通じた保育士の社会的な地位向上に向け取り組んでまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第10期連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

当社は、平成27年10月1日に株式移転により株式会社グローバルキッズ及び株式会社ろくの完全親会社として設立されました。株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社グローバルキッズ及び連結子会社における当連結会計年度の設備投資については、平成27年4月開園の施設への設備投資が主となり、総額2,175,083千円の投資を実施しました。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資も含めて記載しております。

第1期第1四半期連結累計期間（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）

当第1四半期連結累計期間の設備投資については、平成28年9月期開園の施設への設備投資が主となり、総額500,417千円の投資を実施しました。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資も含めて記載しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

当社は、平成27年10月1日に株式移転により株式会社グローバルキッズ及び株式会社ろくの完全親会社として設立されました。設立後の重要な設備の取得及び除売却はありません。

(2) 国内子会社

平成27年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
				建物及び構築物 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
(株)グローバルキッズ	保育施設47園 (東京都)	子育て支援 事業	保育施設内 事業用設備	3,020,993	87,823	3,108,817	643 (286)
	保育施設18園 (神奈川県)	子育て支援 事業	保育施設内 事業用設備	1,031,101	114,293	1,145,395	252 (103)
	保育施設4園 (その他)	子育て支援 事業	保育施設内 事業用設備	335,884	10,719	346,604	51 (14)
(株)ろく	保育施設4園 (東京都)	子育て支援 事業	保育施設内 事業用設備	158,514	2,878	161,393	37 (30)

(注) 1. 上記金額には消費税等及び建設仮勘定は含まれておりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成27年12月31日現在）

当社グループの主な設備投資は子育て支援事業における施設内の内装工事等であり、最近日現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。なお、最近日現在において認可等の内定を得られた施設のみ開示しております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定期間		完成後の増加 能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
㈱グローバル キッズ	保育施設11園 (東京都)	子育て支援 事業	保育施設内事 業用設備	1,989,644	373,157	自己資金及び 借入金	平成27年 4月	平成28年 3月	受入定員 約856名
	保育施設 3園 (神奈川県 他)	子育て支援 事業	保育施設内事 業用設備	307,720	74,270	自己資金及び 借入金	平成27年 4月	平成28年 3月	受入定員 約189名

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

(注) 平成27年11月10日開催の取締役会により、平成27年12月18日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は19,000,000株増加し、20,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,918,560	非上場	1単元の株式数は、100株であります。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
計	6,918,560	—	—

(注) 平成27年11月10日開催の取締役会により、平成27年12月18日付で1株につき20株の割合で株式分割を行っております。また、同日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権

区分	提出日の前月末現在 (平成28年1月31日)
新株予約権の数（個）	60,000（注）2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,200,000（注）2、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25（注）3、8
新株予約権の行使期間	自 平成29年3月20日 至 平成37年3月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 25（注）8 資本組入額 12.5（注）8
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

（注）1. 当該新株予約権は平成27年10月1日の株式移転により、株式会社グローバルキッズ第1回新株予約権者に対し割当交付されております。株式会社グローバルキッズでの割当交付内容は以下のとおりであります。

区分	—
新株予約権の数（個）	60,100（注）2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	60,100（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500（注）3
新株予約権の行使期間	自 平成29年3月20日 至 平成37年3月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式の分割等により行使価額の調整を行った場合、次の算式により調整するものとする。調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 1株当たり調整前行使価額

1株当たり調整後行使価額

3. 当社が株式の分割、他社と合併、株式交換、株式移転、会社分割、資本の減少、もしくは株式の併合のため行使価額の調整を必要とする場合、次の算式により調整するものとする。行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその前日、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数より自己株式数を控除した株式数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、その他これに準ずる地位にある者とする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を受けたときはこの限りでない。
- ②本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合等、本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ③本新株予約権が書面により本新株予約権を放棄する旨を申し出た場合には、以後本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ④本新株予約権者が死亡した場合、相続人に本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ⑤下記「7. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していない場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- ⑥本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ⑦本新株予約権者が支払停止もしくは支払不能となり、または振り出し、保証もしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。

5. 本新株予約権者は、本新株予約権の譲渡、質入、担保権の設定その他の処分をすることができない。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社が新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(2) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為時点の比率に応じて調整を行った数とする。ただし、調整により生ずる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為時点の比率に応じて調整を行った価額とする。ただし、調整により生ずる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

(4) 新株予約権を行使できる期間

第1回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、第1回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

7. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①本新株予約権者が第1回新株予約権の要項に違反した場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
- ②本新株予約権者が本新株予約権の行使をする前に、行使の条件を充たさないため行使が認められなくなった場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
- ③当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が株主総会で承認された場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
- ④当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転承認の議案が株主総会で承認された場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤本新株予約権者が本新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。

8. 平成27年12月18日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。そのため、提出日の前月末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は20株となります。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

② 第2回新株予約権

区分	提出日の前月末現在 (平成28年1月31日)
新株予約権の数（個）	2,150（注）2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	43,000（注）2、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25（注）3、8
新株予約権の行使期間	自 平成29年7月22日 至 平成37年3月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 25（注）8 資本組入額 12.5（注）8
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

（注）1. 当該新株予約権は平成27年10月1日の株式移転により、株式会社グローバルキッズ第2回新株予約権者に対し割当交付されております。株式会社グローバルキッズでの割当交付内容は以下のとおりであります。

区分	—
新株予約権の数（個）	2,200（注）2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,200（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500（注）3
新株予約権の行使期間	自 平成29年7月22日 至 平成37年3月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式の分割等により行使価額の調整を行った場合、次の算式により調整するものとする。調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times 1\text{株当たり調整前行使価額}$$

1株当たり調整後行使価額

3. 当社が株式の分割、他社と合併、株式交換、株式移転、会社分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とする場合、次の算式により調整するものとする。行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその前日、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数より自己株式数を控除した株式数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}$$

既発行株式数 + 新発行株式数

4. 新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、その他これに準ずる地位にある者とする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を受けたときはこの限りでない。
- ②本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合等、本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ③本新株予約権が書面により本新株予約権を放棄する旨を申し出た場合には、以後本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ④本新株予約権者が死亡した場合、相続人に本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ⑤下記「7. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していない場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- ⑥本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ⑦本新株予約権者が支払停止もしくは支払不能となり、または振り出し、保証もしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。

5. 本新株予約権者は、本新株予約権の譲渡、質入、担保権の設定その他の処分をすることができない。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社が新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(2) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為時点の比率に応じて調整を行った数とする。ただし、調整により生ずる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為時点の比率に応じて調整を行った価額とする。ただし、調整により生ずる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

(4) 新株予約権を行使できる期間

第2回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、第2回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

7. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①本新株予約権者が第2回新株予約権の要項に違反した場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
- ②本新株予約権者が本新株予約権の行使をする前に、行使の条件を充たさないため行使が認められなくなった場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
- ③当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が株主総会で承認された場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
- ④当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転承認の議案が株主総会で承認された場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤本新株予約権者が本新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。

8. 平成27年12月18日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。そのため、提出日の前月末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は20株となります。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

③ 第3回新株予約権

区分	提出日の前月末現在 (平成28年1月31日)
新株予約権の数（個）	340（注）2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	6,800（注）2、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25（注）3、8
新株予約権の行使期間	自 平成29年7月22日 至 平成37年3月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 25（注）8 資本組入額 12.5（注）8
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

（注）1. 当該新株予約権は平成27年10月1日の株式移転により、株式会社グローバルキッズ第3回新株予約権者に対し割当交付されております。株式会社グローバルキッズでの割当交付内容は以下のとおりであります。

区分	—
新株予約権の数（個）	340（注）2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	340（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500（注）3
新株予約権の行使期間	自 平成29年7月22日 至 平成37年3月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式の分割等により行使価額の調整を行った場合、次の算式により調整するものとする。調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times 1\text{株当たり調整前行使価額}$$

1株当たり調整後行使価額

3. 当社が株式の分割、他社と合併、株式交換、株式移転、会社分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とする場合、次の算式により調整するものとする。行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその前日、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数より自己株式数を控除した株式数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}$$

既発行株式数 + 新発行株式数

4. 新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、その他これに準ずる地位にある者とする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を受けたときはこの限りでない。
- ②本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合等、本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ③本新株予約権が書面により本新株予約権を放棄する旨を申し出た場合には、以後本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ④本新株予約権者が死亡した場合、相続人に本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ⑤下記「7. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していない場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- ⑥本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ⑦本新株予約権者が支払停止もしくは支払不能となり、または振り出し、保証もしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。

5. 本新株予約権者は、本新株予約権の譲渡、質入、担保権の設定その他の処分をすることができない。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社が新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(2) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為時点の比率に応じて調整を行った数とする。ただし、調整により生ずる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為時点の比率に応じて調整を行った価額とする。ただし、調整により生ずる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

(4) 新株予約権を行使できる期間

第3回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、第3回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

7. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①本新株予約権者が第3回新株予約権の要項に違反した場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
- ②本新株予約権者が本新株予約権の行使をする前に、行使の条件を充たさないため行使が認められなくなった場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
- ③当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が株主総会で承認された場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
- ④当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転承認の議案が株主総会で承認された場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤本新株予約権者が本新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。

8. 平成27年12月18日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。そのため、提出日の前月末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は20株となります。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成27年10月1日 (注) 1	345,928	345,928	100,000	100,000	1,368,211	1,368,211
平成27年12月18日 (注) 2	6,572,632	6,918,560	—	100,000	—	1,368,211

(注) 1. 当社は平成27年10月1日に株式移転により株式会社グローバルキッズ及び株式会社ろくの完全親会社として設立されております。

2. 平成27年12月18日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行ったことによる増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成27年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	1	—	8	—	—	5	14	—
所有株式数 (単元)	—	4,600	—	44,863	—	—	19,722	69,185	60
所有株式数 の割合 (%)	—	6.6	—	64.8	—	—	28.5	100	—

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成27年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(相互保有株式) 普通株式 96,300	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 6,822,200	68,222	1単元の株式数は、100株であります。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 60	—	—
発行済株式総数	6,918,560	—	—
総株主の議決権	—	68,222	—

(注) 平成27年12月18日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておます。

②【自己株式等】

平成27年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(相互保有株式) 株式会社 グローバルキッズ	東京都千代田区富士見2-14-36	96,300	—	96,300	1.39
計	—	96,300	—	96,300	1.39

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権によるストックオプション制度を採用しております。

① 第1回新株予約権

決議年月日	※平成27年9月28日（株主総会決議）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社監査役 3 当社従業員 4 子会社従業員 99
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株予約権は平成27年10月1日の株式移転により、株式会社グローバルキッズ第1回新株予約権者に対し割当交付されております。株式会社グローバルキッズでの割当交付内容は下記のとおりであります。

決議年月日	平成27年3月19日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数（名）	同社取締役 5 同社監査役 3 同社従業員 99 子会社従業員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

※株式会社グローバルキッズにおける決議日を記載しております。

② 第2回新株予約権

決議年月日	※平成27年9月28日（株主総会決議）
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社従業員 39
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株予約権は平成27年10月1日の株式移転により、株式会社グローバルキッズ第2回新株予約権者に対し割当交付されております。株式会社グローバルキッズでの割当交付内容は下記のとおりであります。

決議年月日	平成27年7月21日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数（名）	同社従業員 39
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

※株式会社グローバルキッズにおける決議日を記載しております。

③ 第3回新株予約権

決議年月日	※平成27年9月28日（株主総会決議）
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社従業員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）新株予約権は平成27年10月1日の株式移転により、株式会社グローバルキッズ第3回新株予約権者に対し割当交付されております。株式会社グローバルキッズでの割当交付内容は下記のとおりであります。

決議年月日	平成27年7月21日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数（名）	同社従業員 3 子会社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

※株式会社グローバルキッズにおける決議日を記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、事業拡大に向けた積極的な設備投資や財務体質の強化等を優先し、過去において配当を実施した実績はありませんが、今後は内部留保の充実状況と株主への利益還元とのバランス等を踏まえて対応したいと考えます。

配当政策の基本方針としては、設備投資の見通しや、財務体質及び収益の状況等を勘案したうえで、安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

内部留保資金につきましては、さらなる事業の拡大に向け、新規施設開設などの設備投資等の原資として有効に活用していく予定であります。

剰余金の配当を行う場合、期末配当の年1回を基本とし、株主総会にて決議いたします。なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めており、業績動向を確認しながらその実施につき検討してまいります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性6名 女性3名 (役員のうち女性の比率33.3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	—	中正 雄一	昭和47年5月16日生	平成7年4月 株神戸屋入社 平成15年2月 (有)エーワン入社 平成18年1月 東京都認証保育所 六町駅前保育園開園 平成18年5月 株グローバルキッズ代表取締役就任(現任) 平成24年2月 株ろく代表取締役就任(現任) 平成27年10月 当社代表取締役就任(現任)	(注)3	5,780,240 (注)5
取締役	—	竹内 節子	昭和22年8月10日生	昭和44年4月 東京厚生年金病院(現JCHO東京新宿メディカルセンター)入職 昭和57年4月 足立区役所入所 平成20年4月 株グローバルキッズ入社 平成23年6月 同社取締役就任(現任) 平成27年10月 当社取締役就任(現任)	(注)3	—
取締役	—	宇田川 三郎	昭和47年5月13日生	平成9年4月 東京ハーティサービス(株)入社 平成22年10月 株グローバルキッズ入社 平成25年4月 同社取締役就任(現任) 平成27年10月 当社取締役就任(現任)	(注)3	80,000
取締役	—	田浦 秀一	昭和53年1月6日生	平成12年5月 (有)レニアエステート入社 平成13年7月 株神戸屋入社 平成17年3月 フクダライフテック常葉(株)入社 平成20年5月 株グローバルキッズ入社 平成25年4月 同社取締役就任(現任) 平成27年10月 当社取締役就任(現任)	(注)3	80,000
取締役	—	石橋 宜忠	昭和42年7月31日生	平成4年4月 等松・トウシュロスコンサルティング(株)(現 デロイト トーマツ コンサルティング(株))入社 平成16年1月 川瀬産業(株)入社 平成18年2月 パシコンサルティング(株)代表取締役就任 平成20年4月 (株)オプト入社 執行役員CFO 平成21年3月 同社 取締役CFO就任 平成23年6月 株グローバルキッズ取締役就任 平成25年4月 (株)オプト 取締役COO就任(現任) 平成27年10月 当社取締役就任(現任)	(注)3	30,000
取締役	—	石井 光暢	昭和46年2月18日生	平成5年4月 NECコンピュータシステム(株)入社 平成9年5月 株エコグリーン代表取締役就任(現任) 平成23年6月 株グローバルキッズ取締役就任 平成27年10月 当社取締役就任(現任)	(注)3	30,000 (注)6
常勤監査役	—	橋口 晶子	昭和42年10月6日生	平成3年10月 公認会計士2次試験合格 アーサーアンダー・セン(現 有限責任あづさ監査法人)入社 平成7年7月 公認会計士3次試験合格 平成11年9月 橋口公認会計士事務所設立 平成26年7月 株グローバルキッズ常勤監査役就任(現任) 平成27年10月 当社監査役就任(現任)	(注)4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	—	竹田 理恵子 (弁護士 片岡 理恵子)	昭和48年 7月18日生	平成12年 3月 司法修習終了（第52期） 平成12年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 更田・河野法律事務所入所 平成12年 7月 高篠法律事務所入所 平成13年 4月 鹿内・上田・犬塚法律事務所 (現 京橋法律事務所) 入所 (現任) 平成26年 7月 株式会社グローバルキッズ監査役就任 平成27年10月 当社監査役就任(現任)	(注)4	—
監査役	—	島村 哲広	昭和45年 6月 6日生	平成 5年 4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入社 平成16年 9月 A.T.カーニー㈱入社 平成23年 9月 株式会社イコール・パートナーズ代表取締役就任(現任) 平成27年 2月 株式会社グローバルキッズ監査役就任 平成27年10月 当社監査役就任(現任)	(注)4	—
計						6,000,240

- (注) 1. 取締役石橋宜忠、石井光暢は、社外取締役であります。
 2. 監査役橋口晶子、竹田理恵子（弁護士 片岡理恵子）、島村哲広は、社外監査役であります。
 3. 平成27年12月17日開催の臨時株主総会終結の時から、2年内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 4. 平成27年12月17日開催の臨時株主総会終結の時から、4年内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 5. 代表取締役中正雄一の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社なかやが所有する株式数を含めて表示しております。
 6. 取締役石井光暢の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社スプリングスが所有する株式数を含めて表示しております。
 7. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は1名で、財務 I R 部長生川雅也であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、その公共性の高い事業に鑑み、当社を取り巻くすべてのステークホルダー（園児、保護者、社員、自治体、株主、取引先、地域住民等）から信頼されること、また、透明性及び公正性、健全性が高い事業運営を行うことを前提としながら、企業価値の最大化に取り組むことが重要な経営方針であると考えます。こうした考え方に基づき、規律や法令遵守の徹底、迅速かつ適切な経営判断・業務執行等を通じてコーポレート・ガバナンスの継続的な強化に努めています。

① 企業統治の体制

イ. 企業統治体制の概要及び採用理由

(取締役、取締役会)

当社の取締役会は、本書提出日時点での取締役6名（うち社外取締役2名）で構成されており、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に係る重要事項について、審議・決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。業務執行機能の強化を目的として、執行役員制度を採用しており、本書提出日時点での1名を選任しております。取締役とともに執行業務を分担することで、迅速な業務遂行を可能とする体制作りを進めています。

(経営会議)

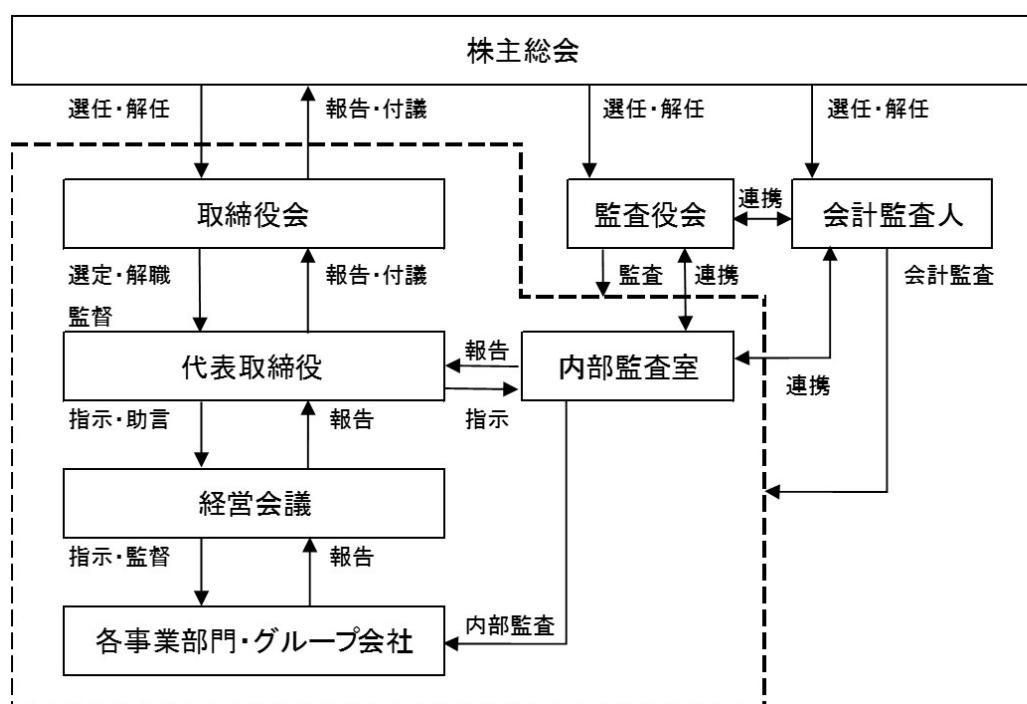
当社は、取締役（除く社外取締役）、常勤監査役、執行役員及び検討議題に応じた部門責任者で構成される経営会議を原則毎週1回開催しております。迅速かつ効率的な経営判断及び業務執行に資することを目的に、経営に係る重要事項につき報告及び審議を行います。また、経営会議に付議された議案のうち必要なものについては取締役会に上程されます。

(監査役、監査役会)

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、本書提出日時点での監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されており、原則として、毎月1回監査役会を開催しております。監査役は、取締役会、経営会議等への出席、取締役等からの事業の報告の聴取、重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施し、経営への監視機能を果たしております。

ロ. コーポレート・ガバナンス体制図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下のとおりであります。



ハ. 内部統制システムの整備の状況

1. 当社並びにグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・グループ総務人事部長をコンプライアンス統括責任者として、継続的な研修等により、全役職員が法令及び定款を遵守するよう努めています。
 - ・内部通報制度を活用し、不祥事の未然防止を図っております。
 - ・内部監査室が、遵法の指導、モニタリングを行い、コンプライアンスの強化を図っております。
2. 当社並びにグループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・法令及び文書管理規程などのその他の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報（株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書等）を保存・管理し、取締役、監査役及び内部監査室が隨時閲覧できる体制をとっています。
3. 当社並びにグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社並びにその子会社の業務遂行に係るリスクに関して、当社並びにグループ各社においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行った上で、当社グループ各社の相互の連携のもと、当社グループ全体のリスクを網羅的・包括的に管理しております。
 - ・経営会議及びその他の会議体において重要事項を慎重に審議することで、事業リスクの排除、軽減を図っております。
 - ・内部監査室の内部監査により、リスクの早期発見、早期解決を図っております。
 - ・当社並びにグループ各社の経営に重大な影響を与えるようなリスクが顕在化し重大な影響を及ぼす危険性が高まったと判断される場合、各部門長は速やかに代表取締役及び監査役にその内容を報告し、対策を講じることとしております。
4. 当社並びにグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役の職務の効率性を確保するため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任と権限の所在を明確に定めています。
 - ・毎月1回定期例取締役会を開催することに加え、必要に応じて、適宜、臨時取締役会を開催しております。
 - ・重要議案については、週一回開催される経営会議及びその他の会議体において事前に十分に審議したうえで、取締役会へと上程することで、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進しております。
 - ・当社並びにグループ各社の中期経営計画及び年度予算を策定し、それらに沿った施策等の進捗状況を定期的に検証し、その結果を業務執行にフィードバックしております。
5. 当社並びにグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社は、子会社の経営等に関する重要事項については、当社の取締役会及び経営会議において、審議・決定することを通じて業務の適正の確保に努めています。
 - ・子会社の役員については、当社の役職員が就任することにより、子会社の経営等に係る事項につき、迅速な情報把握ができる体制を整えております。
 - ・内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用者に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - ・当社は、現在、監査役の職務を補助すべき使用者は配置しておりませんが、必要に応じて監査役と協議の上、同使用者を配置することができるものとしております。
 - ・監査役の職務を補助すべき使用者の選任については、監査役からの指名又は助言を受けて決定します。
 - ・監査役の職務を補助する使用者は、監査役補助業務に関しては監査役の指揮命令にのみ服するものとし、取締役及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとしております。
 - ・監査役の職務を補助すべき使用者の人事異動及び考課については、監査役の同意を得ることとしております。

7. 当社並びにグループ各社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・当社並びにグループ各社の取締役及び使用人は、会社に著しい影響を及ぼす事実について、監査役に速やかに報告することとなっております。
- ・当社並びにグループ各社の取締役及び使用人が、監査役に前項の報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう徹底しております。
- ・常勤監査役は、取締役会のほか毎週開催される経営会議に出席するとともに、その他の重要な会議についても適宜、出席しております。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役は、適宜、監査役と意見交換を行っております。
- ・監査役は、必要に応じて、社外の弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができます。
- ・監査役の職務の執行について生じる費用等の前払い又は弁済等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要ではないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じております。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・当社並びにグループ各社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業、団体、個人とはいかななる取引も行わないとする方針を堅持いたします。また、必要に応じて警察、顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携を取り、体制の強化を図ります。

ニ. リスク管理体制の整備の状況

当社グループでは、事業運営上のリスクの事項については、すべて各部門長経由にて定例の経営会議において報告する体制をとっております。対応を要する事項についても、経営会議にて対応方針を決定するとともに、喫緊性を要する事項については、適宜、経営会議を開催して審議する等の対応をとっております。経営会議で重要度が高いと判断されたものについては、取締役会に報告され、審議する等の対応を行っております。

また、事業特性上、コンプライアンス意識の徹底が重要となることから、経営会議をはじめとする各種連絡会議等において、適宜、事例等を活用しながら全役職員に対し、法令等の遵守や高い倫理観を周知徹底する取り組みを行っております。

なお、利用者に係る情報等、事業運営上、多くの個人情報を取り扱うため、情報資産の保護に万全を尽くすとともに、情報システムの有効性、効率性、機密性等の確保を図っております。

ホ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役、社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときには限られます。

② 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役が直轄する内部監査室（専任者1名）を設置し、内部監査計画に基づき監査役と連携して各施設及び本部への内部監査を実施しております。また、内部監査室は、社内規程等の遵守状況、業務の有効性等、コンプライアンス体制の整備状況について独立・客観的な内部監査・評価を実施するとともに、改善等の指示を出し、代表取締役に対し内部監査の実施状況等の報告を行っております。

監査役監査につきましては、常勤監査役が経営会議に出席し、経営会議での討議を通じて日々の業務運営に対して牽制機能を果たすとともに、業務運営を直接的に把握したうえで、原則月1回開催する監査役会において、社内情報の共有化を図っております。また、各監査役が取締役会に出席し、取締役会での討議を通して取締役会及び取締役の独断を防止しております。さらに、監査役は、内部統制システムが適切に構築されているか監査を実施し、その監査が実効性をもって実施されるよう監査役会は監査方針、監査計画等を決定しております。

監査役、内部監査室及び会計監査人の相互連携の状況としては、定期的又は必要の都度、情報共有及び意見交換を行うとともに、内部統制に関わる各部署から必要な情報提供を受け、内部統制に関する事項について意見交換を行っております。

③ 会計監査の状況

当社は、監査契約を太陽有限責任監査法人と締結し、会計監査を受けています。また、株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社グローバルキッズについても同様に会計監査を受けています。

当社及び株式会社グローバルキッズの会計監査業務を執行した公認会計士は、荒井巖、岩崎剛であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士4名、その他4名であります。

なお、監査継続年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

④ 社外取締役及び社外監査役

本書提出日現在において、当社の社外取締役は2名であり、社外監査役は3名であります。

社外取締役については、多様かつ客観的な視点を持ち、経営判断の妥当性の監督を期待しております。経営者としての豊富な経験と経営に関する高い識見を有している者を選任することで、当社経営の透明性確保とコーポレート・ガバナンス体制の強化が図られていると判断しております。

社外取締役の石橋 宜忠は当社株式30,000株及び当社新株予約権1,000個（20,000株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の石井 光暢は当社新株予約権1,000個（20,000株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役については、その高い独立性を有する立場から経営の監視機能を発揮すると考えており、監査役の過半数を社外監査役とすることで、監査役会による監視体制が有効に機能していると判断しております。

社外監査役の橋口 晶子は当社新株予約権150個（3,000株）、島村 哲広及び竹田 理恵子（弁護士 片岡理恵子）はそれぞれ当社新株予約権100個（2,000株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

⑤ 役員報酬等

当社は、平成27年10月1日に設立された会社であり、第1期の決算を迎えておらず、該当する情報がありません。

(参考情報)

株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社グローバルキッズの役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数の内容は以下のとおりです。

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオ プション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	75,060	75,060	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外取締役	492	492	—	—	—	2
社外監査役	8,810	8,810	—	—	—	4

ロ. 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項が存在しないため、記載しておりません。

ニ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めておらず、業績等を考慮のうえ、株主総会において決議された報酬の限度額内で個別に取締役会又は監査役会で決定しております。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨、定款に定めております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。⑧ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ロ. 自己株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応し、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ハ. 役員の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行に当たり期待される役割を十分に發揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の定める限度において、免除することができる旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当社は、平成27年10月1日に設立された会社であり、第1期の決算を迎えておらず、該当する情報がありません。

(参考情報)

株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社グローバルキッズの監査公認会計士等に対する報酬の内容は以下のとおりです。

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	—	—	—	—
連結子会社	6,800	—	11,500	—
計	6,800	—	11,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針はありませんが、当社の規模及び特性、監査日数及び監査従事者の構成等の諸要素を勘案して検討し、監査役会の同意を得た上で決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表について

当社は、平成27年10月1日に株式移転により設立された会社であり、第1期の決算を迎えておらず、連結財務諸表及び財務諸表を記載しておりません。

2. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

3. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

4. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適切に対応できる体制を整備するため、監査法人やディスクロージャー支援会社等が主催するセミナーへの参加及び監査法人等との意見交換を通じて、情報収集に努めるとともに、決算業務体制の強化を図っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

当社は、平成27年10月1日に株式移転により設立された会社であり、第1期の決算を迎ておらず、該当事項はありません。

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間
(平成27年12月31日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	1,701,702
繰延税金資産	2,500
前払費用	357,894
未収入金	508,300
その他	13,119
流動資産合計	2,583,517

固定資産

有形固定資産

建物及び構築物（純額）	4,637,409
建設仮勘定	375,482
その他（純額）	255,373
有形固定資産合計	5,268,266

無形固定資産

のれん	4,091
その他	15,653
無形固定資産合計	19,744

投資その他の資産

長期前払費用	421,610
敷金及び保証金	942,092
建設協力金	233,958
その他	78,717
投資その他の資産合計	1,676,379

固定資産合計

資産合計	9,547,908
------	-----------

負債の部

流動負債

短期借入金	2,589,954
1年内返済予定の長期借入金	713,868
1年内償還予定の社債	89,980
未払金	556,538
未払法人税等	27,925
前受金	250,122
賞与引当金	98,560
その他	97,482
流動負債合計	4,424,431

固定負債

社債	140,080
長期借入金	2,613,312
繰延税金負債	878,251
その他	8,940
固定負債合計	3,640,584

負債合計

純資産の部	8,065,015
-------	-----------

株主資本

資本金	100,000
資本剰余金	670,516
利益剰余金	755,375
自己株式	△43,000
株主資本合計	1,482,892

非支配株主持分

純資産合計	-
-------	---

負債純資産合計

②【連結損益及び包括利益計算書】

当社は、平成27年10月1日に株式移転により設立された会社であり、第1期の決算を迎ておらず、該当事項はありません。

【四半期連結損益及び包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)
売上高	2,098,287
売上原価	1,694,912
売上総利益	403,374
販売費及び一般管理費	308,393
営業利益	94,981
営業外収益	
受取利息	846
その他	598
営業外収益合計	<u>1,445</u>
営業外費用	
支払利息	15,188
開設準備費用	12,951
営業外費用合計	<u>28,140</u>
経常利益	68,285
税金等調整前四半期純利益	68,285
法人税、住民税及び事業税	25,266
法人税等調整額	△16,309
法人税等合計	8,956
四半期純利益	<u>59,328</u>
(内訳)	
親会社株主に帰属する四半期純利益	59,328
非支配株主に帰属する四半期純利益	-
四半期包括利益	59,328
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	59,328
非支配株主に係る四半期包括利益	-

③【連結株主資本等変動計算書】

当社は、平成27年10月1日に株式移転により設立された会社であり、第1期の決算を迎ておらず、該当事項はありません。

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

当社は、平成27年10月1日に株式移転により設立された会社であり、第1期の決算を迎ておらず、該当事項はありません。

【注記事項】

当社は、平成27年10月1日に株式移転により設立された会社であり、第1期の決算を迎ておらず、該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)	
減価償却費	78,963千円
のれん償却額	944千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）

当社グループは、子育て支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結累計期間（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）

共通支配下の取引等

共同株式移転

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

株式会社グローバルキッズ、株式会社ろく 子育て支援事業

(2) 企業結合日

平成27年10月1日

(3) 企業結合の法定形式

株式移転による共同持株会社の設立

(4) 結合後企業の名称

株式会社グローバルグループ

(5) 企業結合の目的

本株式移転による共同持株会社の設立は、当社グループの今後の事業戦略の一環として、当社グループにおいて重複する保育施設運営事業の統合可能性や、新規事業参入時の機動性及び運営効率性、将来的な株式の上場の検討等を勘案した結果、当社グループとして最善の資本政策であるとの判断から決定いたしました。

(6) 企業結合に係る割当ての内容

株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

	当社	ろく
株式移転比率	1	1.12

2. 実施した会計処理の概要

本株式移転は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「共通支配下の取引」として会計処理をしております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	8円70銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (千円)	59,328
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利 益金額(千円)	59,328
普通株式の期中平均株式数(株)	6,822,240
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があつたも のの概要	-

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(注) 2. 当社は、平成27年12月18日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が使われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

当社は、平成27年10月1日に株式移転により設立された会社であり、第1期の決算を迎ておらず、該当事項はありません。

(2) 【その他】

(参考情報)

当社は、平成27年10月1日に株式移転により株式会社グローバルキッズ及び株式会社ろくの完全親会社として設立されました。株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社グローバルキッズを親会社とする連結財務諸表が、当社グループの状況をより反映すると考えられるため、参考として株式会社グローバルキッズの前連結会計年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）及び当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）に係る連結財務諸表を記載しております。

なお、当連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。前連結会計年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）及び当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）の連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 395, 456	※2 332, 002
前払費用	207, 162	230, 346
未収入金	154, 596	388, 743
その他	10, 575	32, 426
流動資産合計	767, 791	983, 520
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3, 149, 398	4, 572, 161
建設仮勘定	178, 594	45, 972
その他（純額）	121, 584	246, 625
有形固定資産合計	※1 3, 449, 577	※1 4, 864, 759
無形固定資産		
のれん	8, 811	5, 035
その他	7, 513	9, 109
無形固定資産合計	16, 325	14, 145
投資その他の資産		
長期前払費用	147, 034	424, 996
敷金及び保証金	450, 228	907, 742
建設協力金	126, 339	237, 321
その他	29, 806	68, 431
投資その他の資産合計	753, 408	1, 638, 491
固定資産合計	4, 219, 311	6, 517, 396
資産合計	4, 987, 103	7, 500, 916

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	813,000	691,604
1年内返済予定の長期借入金	※2 527,956	※2 662,918
1年内償還予定の社債	89,980	89,980
未払金	374,991	479,679
未払法人税等	3,735	43,095
前受金	337,620	213,803
賞与引当金	170,362	219,094
その他	54,564	72,055
流動負債合計	2,372,210	2,472,231
固定負債		
社債	265,050	175,070
長期借入金	※2 1,513,298	※2 2,527,547
繰延税金負債	629,519	892,061
その他	16,452	10,442
固定負債合計	2,424,320	3,605,121
負債合計	4,796,531	6,077,352
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	378,500
資本剰余金	—	348,500
利益剰余金	159,532	695,434
株主資本合計	189,532	1,422,434
少数株主持分	1,039	1,128
純資産合計	190,571	1,423,563
負債純資産合計	4,987,103	7,500,916

口 連結損益及び包括利益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
売上高	4,678,261	6,917,092
売上原価	4,255,405	5,919,734
売上総利益	422,855	997,357
販売費及び一般管理費	※1 690,865	※1 974,723
営業利益又は営業損失（△）	△268,009	22,633
営業外収益		
受取利息	1,282	3,098
補助金収入	797,199	1,508,896
その他	5,832	11,910
営業外収益合計	804,314	1,523,906
営業外費用		
支払利息	39,041	59,434
開設準備費用	146,273	346,414
その他	14,338	11,740
営業外費用合計	199,654	417,589
経常利益	336,650	1,128,949
特別損失		
減損損失	※2 56,680	※2 296,835
本社移転費用	—	15,486
特別損失合計	56,680	312,322
税金等調整前当期純利益	279,969	816,627
法人税、住民税及び事業税	3,735	18,095
法人税等調整額	250,107	262,541
法人税等合計	253,842	280,636
少数株主損益調整前当期純利益	26,126	535,991
少数株主利益	176	89
当期純利益	25,950	535,902
少数株主利益	176	89
少数株主損益調整前当期純利益	26,126	535,991
包括利益	26,126	535,991
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	25,950	535,902
少数株主に係る包括利益	176	89

ハ 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本				少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	30,000	—	133,582	163,582	862	164,444
当期変動額						
当期純利益	—	—	25,950	25,950	—	25,950
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	176	176
当期変動額合計	—	—	25,950	25,950	176	26,126
当期末残高	30,000	—	159,532	189,532	1,039	190,571

当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本				少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	30,000	—	159,532	189,532	1,039	190,571
当期変動額						
新株の発行	348,500	348,500	—	697,000	—	697,000
当期純利益	—	—	535,902	535,902	—	535,902
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	89	89
当期変動額合計	348,500	348,500	535,902	1,232,902	89	1,232,991
当期末残高	378,500	348,500	695,434	1,422,434	1,128	1,423,563

ニ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	279, 969	816, 627
減価償却費	189, 361	275, 736
減損損失	56, 680	296, 835
のれん償却額	3, 776	3, 776
本社移転費用	—	15, 486
補助金収入	△797, 199	△1, 508, 896
賞与引当金の増減額（△は減少）	45, 641	48, 732
受取利息及び受取配当金	△1, 289	△3, 105
支払利息	39, 041	59, 434
未収入金の増減額（△は増加）	△27, 418	△301, 330
前払費用の増減額（△は増加）	△155, 294	△22, 632
未払金の増減額（△は減少）	64, 690	84, 487
前受金の増減額（△は減少）	89, 907	△123, 816
その他	△53, 991	△56, 289
小計	△266, 124	△414, 954
利息及び配当金の受取額	153	174
利息の支払額	△40, 435	△58, 989
法人税等の支払額	△3, 140	△3, 735
補助金の受取額	751, 844	1, 576, 079
営業活動によるキャッシュ・フロー	442, 297	1, 098, 575
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△142, 690	△172, 853
定期預金の払戻による収入	132, 960	156, 099
有形固定資産の取得による支出	△1, 592, 820	△1, 987, 550
無形固定資産の取得による支出	△3, 659	△4, 030
敷金及び保証金の差入による支出	△179, 089	△467, 713
敷金及び保証金の返還による収入	555	105
建設協力金の支払による支出	△120, 000	△133, 553
建設協力金の回収による収入	5, 844	12, 530
その他	△24, 425	△202, 868
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1, 923, 325	△2, 799, 834
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	773, 000	△121, 396
長期借入れによる収入	1, 313, 506	1, 940, 052
長期借入金の返済による支出	△491, 686	△790, 840
社債の償還による支出	△89, 980	△89, 980
株式の発行による収入	—	697, 000
リース債務の返済による支出	△6, 079	△6, 079
財務活動によるキャッシュ・フロー	1, 498, 761	1, 628, 756
現金及び現金同様物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	17, 733	△72, 503
現金及び現金同等物の期首残高	223, 016	240, 749
現金及び現金同等物の期末残高	※ 240, 749	※ 168, 246

注記事項

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称

株式会社ろく

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ たな卸資産

貯蔵品

先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7年～39年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、当連結会計年度の負担すべき期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称

株式会社ろく

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ たな卸資産

貯蔵品

先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7年～39年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、当連結会計年度の負担すべき期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

- ・「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）
- ・「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）
- ・「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成25年9月13日）
- ・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日）

(1) 概要

支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動による差額は、資本剰余金として計上する方法に改正されました。なお、改正前会計基準における「少数株主持分」について、当該会計基準等では「非支配株主持分」に変更されました。

企業結合における取得関連費用は、発生した連結会計年度の費用として処理する方法に変更されました。

暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われた場合、企業結合年度の翌年度の連結財務諸表と併せて企業結合年度の連結財務諸表を表示するときには、当該企業結合年度の連結財務諸表に暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを反映させる方法に改正されました。

改正前会計基準における「少数株主損益調整前当期純利益」について、当該会計基準等では「当期純利益」に変更されました。これに伴い、改正前会計基準における「当期純利益」について、当該会計基準等では「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更されました。

(2) 適用予定日

平成27年10月1日以降開始する連結会計年度の期首から適用予定です。なお、暫定的な会計処理の取扱いについては、平成27年10月1日以降実施される企業結合から適用する予定です。

(3) 当該会計基準の適用による影響

当連結財務諸表作成時において連結財務諸表に与える影響は未定であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	466,384千円	715,658千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
現金及び預金	125,006千円	125,009千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	415,230千円	295,644千円

3 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
当座貸越極度額の総額	789,000千円	1,440,000千円
借入実行残高	589,000	180,378
差引額	200,000	1,259,622

(連結損益及び包括利益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
役員報酬	76,974千円	84,362千円
給与手当	184,180	243,610
租税公課	126,417	256,526

※2 減損損失

前連結会計年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	減損損失 (千円)
施設 (4施設)	建物 有形固定資産「その他」	東京都江東区 他	56,680

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、施設を基本単位として資産のグループピングを行っております。このうち、営業損益が悪化している施設について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（建物56,522千円、有形固定資産「その他」157千円）として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値を使用しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、備忘価額として評価しております。

当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	減損損失 (千円)
施設 (5施設)	建物 有形固定資産「その他」	東京都江東区 他	296,835

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、施設を基本単位として資産のグループピングを行っております。このうち、営業損益が悪化している施設について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（建物287,849千円、有形固定資産「その他」8,986千円）として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを1.16%で割り引いて算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	3,000	—	—	3,000
合計	3,000	—	—	3,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式 (注)	3,000	338,000	—	341,000
合計	3,000	338,000	—	341,000

(注) 普通株式の発行済株式数の増加338,000株は、株式分割による増加297,000株、第三者割当による新株の発行による増加41,000株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
現金及び預金勘定	395,456千円	332,002千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△154,706	△163,756
現金及び現金同等物	240,749	168,246

(リース取引関係)

前連結会計年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い預金等の金融資産で運用を行っております。また、資金調達については、事業に必要な運転資金及び設備資金を銀行借入や社債発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は、主として施設の賃借に伴い発生する差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金は、1年内に支払期日が到来する債務であります。借入金及び社債は、運転資金及び設備資金に係る資金調達を目的としており、借入金は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である未収入金については、相手先ごとに期日管理及び残高管理を行い、定期的にモニタリングを行っております。敷金及び保証金については、差入先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等により回収懸念の早期把握と軽減を図っております。

未払金や借入金、社債は、流動リスクに晒されておりますが、担当部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	395,456	395,456	—
(2) 未収入金	154,596	154,596	—
(3) 敷金及び保証金	156,927	138,227	△18,700
(4) 建設協力金	126,339	129,990	3,650
資産計	833,320	818,271	△15,049
(1) 短期借入金	813,000	813,000	—
(2) 未払金	374,991	374,991	—
(3) 社債(*)	355,030	357,469	2,439
(4) 長期借入金(*)	2,041,254	2,049,504	8,249
負債計	3,584,276	3,594,965	10,689

(*) 社債及び長期借入金には、1年以内に期限の到来する金額を含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 敷金及び保証金、(4) 建設協力金

これらは回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りを基礎とした合理的な指標で割り引いた現在価値により算出しております。

負債

- (1) 短期借入金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 社債、(4) 長期借入金

社債及び長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の発行又は借入を行った場合に想定される利率を用いて割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成26年9月30日)
敷金及び保証金	293,300

敷金及び保証金の一部については、施設等の不動産賃貸契約に基づくものでありますが、市場価格がなく、かつ、使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難であるため、「(3) 敷金及び保証金」に含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	395,456	—	—	—
未収入金	154,596	—	—	—
敷金及び保証金	—	3,475	55,213	98,238
建設協力金	7,956	35,499	33,399	49,484
合計	558,009	38,974	88,613	147,723

4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	813,000	—	—	—	—	—
社債	89,980	89,980	79,980	35,980	35,980	23,130
長期借入金	527,956	452,663	324,194	258,983	202,952	274,506
合計	1,430,936	542,643	404,174	294,963	238,932	297,636

当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い預金等の金融資産で運用を行っております。また、資金調達については、事業に必要な運転資金及び設備資金を銀行借入や社債発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は、主として施設の賃借に伴い発生する差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金は、1年以内に支払期日が到来する債務であります。借入金及び社債は、運転資金及び設備資金に係る資金調達を目的としており、借入金は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である未収入金については、相手先ごとに期日管理及び残高管理を行い、定期的にモニタリングを行っております。敷金及び保証金については、差入先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等により回収懸念の早期把握と軽減を図っております。

未払金や借入金、社債は、流動リスクに晒されておりますが、担当部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	332,002	332,002	—
(2) 未収入金	388,743	388,743	—
(3) 敷金及び保証金	538,764	496,158	△42,606
(4) 建設協力金	237,321	243,521	6,199
資産計	1,496,832	1,460,425	△36,406
(1) 短期借入金	691,604	691,604	—
(2) 未払金	479,679	479,679	—
(3) 社債(*)	265,050	267,350	2,300
(4) 長期借入金(*)	3,190,466	3,039,574	△150,891
負債計	4,626,799	4,478,207	△148,591

(*) 社債及び長期借入金には、1年以内に期限の到来する金額を含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 敷金及び保証金、(4) 建設協力金

これらは回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りを基礎とした合理的な指標で割り引いた現在価値により算出しております。

負債

- (1) 短期借入金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 社債、(4) 長期借入金

社債及び長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の発行又は借入を行った場合に想定される利率を用いて割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
敷金及び保証金	368,978

敷金及び保証金の一部については、施設等の不動産賃貸契約に基づくものでありますが、市場価格がなく、かつ、使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難であるため、「(3) 敷金及び保証金」に含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	332,002	—	—	—
未収入金	388,743	—	—	—
敷金及び保証金	—	3,144	273,279	262,340
建設協力金	13,521	55,248	55,908	112,643
合計	734,267	58,393	329,187	374,983

4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	691,604	—	—	—	—	—
社債	89,980	79,980	35,980	35,980	23,130	—
長期借入金	662,918	564,874	483,820	388,383	351,650	738,820
合計	1,444,502	644,854	519,800	424,363	374,780	738,820

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社従業員 99名 子会社従業員 4名	当社従業員 39名	当社従業員 3名 子会社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 60,100株	普通株式 2,200株	普通株式 340株
付与日	平成27年3月20日	平成27年7月23日	平成27年7月23日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成29年3月20日～ 平成37年3月18日	平成29年7月22日～ 平成37年3月18日	平成29年7月22日～ 平成37年3月18日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成27年3月20日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成27年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	60,100	2,200	340
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	60,100	2,200	340
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 平成27年3月20日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	500	500	500
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 平成27年3月20日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は非上場会社であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、純資産法により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計は0円であります。
- (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションはありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度（平成26年9月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成26年9月30日)
繰延税金資産	
賞与引当金	65,038千円
減価償却超過額	80,991
減損損失	21,034
繰越欠損金	195,143
その他	9,614
繰延税金資産小計	<u>371,820</u>
評価性引当額	<u>△371,820</u>
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	<u>△629,519</u>
繰延税金負債合計	<u>△629,519</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>△629,519</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成26年9月30日)
法定実効税率	38.6%
（調整）	
住民税均等割	1.3%
税率変更による期末繰延税金負債の修正	△1.2%
評価性引当金の増減	50.2%
その他	1.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>90.6%</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年10月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.6%から37.1%になります。

この税率変更により、繰延税金負債の額は3,443千円減少し、法人税等調整額が同額減少しております。

当連結会計年度（平成27年9月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当連結会計年度 (平成27年9月30日)	
繰延税金資産	
賞与引当金	72,589千円
減価償却超過額	69,656
減損損失	112,501
繰越欠損金	138,972
その他	22,660
繰延税金資産小計	416,381
評価性引当額	△416,381
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△892,061
繰延税金負債合計	△892,061
繰延税金資産（負債）の純額	△892,061

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度 (平成27年9月30日)	
法定実効税率	35.6%
(調整)	
住民税均等割	1.0%
税率変更による期末繰延税金負債の修正	△15.7%
評価性引当金の増減	11.1%
その他	2.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.4%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度より法人税率等の引下げ等が行われることとなったこと及び当連結会計年度中に当社の資本金が1億円超となり、外形標準課税適用法人になったことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年10月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年10月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.3%になります。

この税率変更により、繰延税金負債の額は128,371千円減少し、法人税等調整額が同額減少しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社グループでは、賃貸借施設等について退去時における原状回復義務を有しておりますが、賃貸資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないものについては、資産除去債務を合理的に見積ることができないため計上しておりません。

当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社グループでは、賃貸借施設等について退去時における原状回復義務を有しておりますが、賃貸資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないものについては、資産除去債務を合理的に見積ることができないため計上しておりません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

前連結会計年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

当社グループは、子育て支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

当社グループは、子育て支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前連結会計年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
横浜市	1,205,101	子育て支援事業

当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
横浜市	1,683,911	子育て支援事業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前連結会計年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

事業セグメントが単一であるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

事業セグメントが単一であるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前連結会計年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

事業セグメントが単一であるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

事業セグメントが単一であるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前連結会計年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

前連結会計年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

- (ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	中正 雄一	－	－	当社代表取締役	(被所有) 直接 100.0	債務被保証 (注)	債務被保証	3,097,341	－	－

(注) 当社グループは、社債及び銀行借入に対して代表取締役中正雄一より債務保証を受けております。取引金額は、平成26年9月30日現在の残高を記載しております。なお、当該債務保証に対し、保証料の支払は行っておりません。

当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

- (ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	中正 雄一	－	－	当社代表取締役	(被所有) 直接 27.0 間接 58.7	債務被保証 (注1)	債務被保証 (注1)	3,944,093	－	－
役員の近親者	中正 政雄 (注4)	－	－	米穀の販売	－	米の仕入	米の仕入 (注3)	11,366	未払金	1,066

(注) 1. 当社グループは、社債及び銀行借入に対して代表取締役中正雄一より債務保証を受けております。取引金額は、平成27年9月30日現在の残高を記載しております。なお、当該債務保証に対し、保証料の支払は行っておりません。

2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格を勘案の上、一般取引条件と同様に決定しております。

4. 当社代表取締役中正雄の一の親等の親族であります。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
1 株当たり純資産額	631.78円	4,171.36円
1 株当たり当期純利益金額	86.50円	1,771.09円

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社は非上場会社であり期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。
2. 当社は、平成27年3月20日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算出しております。
3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額（千円）	25,950	535,902
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	25,950	535,902
期中平均株式数（株）	300,000	302,584
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	新株予約権3種類（新株予約権62,640個） なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

1. 当社と株式会社ろくの共同持株会社の設立

当社及び連結子会社である株式会社ろく（以下「ろく」といいます。）は、共同株式移転の方法により共同持株会社である株式会社グローバルグループ（以下「グローバルグループ」といいます。）を設立するための株式移転計画書を作成し、平成27年9月28日開催の株主総会で承認を受けた上で、平成27年10月1日にグローバルグループを設立いたしました。

(1) 共同持株会社設立の目的

当社及びろく（以下「当社グループ」といいます。）は、ともに保育施設運営事業を営んでおり、当社はろくの発行済株式総数の97.7%を保有しておりました。

本株式移転による共同持株会社の設立は、当社グループの今後の事業戦略の一環として、当社グループ内において重複する保育施設運営事業の統合可能性や、新規事業参入時の機動性及び運営効率性、将来的な株式の上場の検討等を勘案した結果、当社グループとして最善の資本政策であるとの判断から決定いたしました。

(2) 株式移転の概要

① 株式移転日

平成27年10月1日

② 株式移転の方式

当社及びろくを株式移転完全子会社、持株会社を完全親会社とする共同株式移転となります。

③ 株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

	当社	ろく
株式移転比率	1	1.12

(3) 株式移転により設立された共同持株会社の概要

① 名称：株式会社グローバルグループ

② 事業内容：子育て支援事業等の管理

③ 資本金の額：100百万円

(4) 本株式移転に伴う会計処理の概要

本株式移転は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「共通支配下の取引」として会計処理をしております。

ホ 連結附属明細表

社債明細表

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第2回無担保社債	平成24年 2月29日	50,000 (20,000)	30,000 (20,000)	0.69	無担保	平成29年 2月28日
当社	第3回無担保社債	平成24年 4月10日	102,000 (34,000)	68,000 (34,000)	0.68	無担保	平成29年 4月10日
当社	第4回無担保社債	平成24年 12月28日	203,030 (35,980)	167,050 (35,980)	0.46	無担保	平成31年 12月30日
合計	—	—	355,030 (89,980)	265,050 (89,980)	—	—	—

(注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」の欄の()内の数字は内数で1年以内償還予定の金額であり、連結貸借対照表では、「1年内償還予定の社債」に計上しております。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
89,980	79,980	35,980	35,980	23,130

借入金等明細表

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	813,000	691,604	0.99	—
1年以内に返済予定の長期借入金	527,956	662,918	1.16	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,513,298	2,527,547	1.16	平成28年～ 平成37年
合計	2,854,254	3,882,070	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	564,874	483,820	388,383	351,650

資産除去債務明細表

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年12月25日

株式会社グローバルキッズ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巖 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩崎 剛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じた監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グローバルキッズの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルキッズ及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年12月25日

株式会社グローバルキッズ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巖 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩崎 剛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じた監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グローバルキッズの平成26年10月1日から平成27年9月30までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルキッズ及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社及び連結子会社である株式会社ろくは、共同株式移転の方法により共同持株会社である「株式会社グローバルグループ」を設立するための株式移転計画書を作成し、平成27年9月28日開催の株主総会で承認され、平成27年10月1日に「株式会社グローバルグループ」を設立している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

当社は、平成27年10月1日に株式移転により設立された会社であり、第1期の決算を迎ておらず、該当事項はありません。

② 【損益計算書】

当社は、平成27年10月1日に株式移転により設立された会社であり、第1期の決算を迎ておらず、該当事項はありません。

③【株主資本等変動計算書】

当社は、平成27年10月1日に株式移転により設立された会社であり、第1期の決算を迎ておらず、該当事項はありません。

【注記事項】

当社は、平成27年10月1日に株式移転により設立された会社であり、第1期の決算を迎ておらず、該当事項はありません。

④【附属明細表】

当社は、平成27年10月1日に株式移転により設立された会社であり、第1期の決算を迎ておらず、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当社は、平成27年10月1日に株式移転により設立された会社であり、第1期の決算を迎ておらず、該当事項はありません。

(3) 【その他】

(参考情報)

当社は、平成27年10月1日に株式移転により株式会社グローバルキッズ及び株式会社ろくの完全親会社として設立されました。株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社グローバルキッズの前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）及び当事業年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）に係る財務諸表を記載しております。

なお、当財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）及び当事業年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

①財務諸表
イ 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 314, 842	※1 306, 149
貯蔵品	3, 486	7, 222
前払費用	202, 153	226, 489
未収入金	155, 370	380, 470
その他	7, 088	19, 644
流動資産合計	<u>682, 941</u>	<u>939, 975</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2, 976, 964	4, 294, 428
構築物（純額）	69, 340	119, 218
機械及び装置（純額）	361	255
工具、器具及び備品（純額）	71, 629	121, 660
土地	49, 147	121, 831
建設仮勘定	143, 579	45, 972
有形固定資産合計	<u>3, 311, 024</u>	<u>4, 703, 365</u>
無形固定資産		
ソフトウェア	7, 513	5, 461
無形固定資産合計	<u>7, 513</u>	<u>5, 461</u>
投資その他の資産		
関係会社株式	43, 000	43, 000
出資金	120	120
長期前払費用	144, 589	422, 601
敷金及び保証金	435, 377	893, 060
建設協力金	126, 339	237, 321
その他	29, 534	66, 808
投資その他の資産合計	<u>778, 961</u>	<u>1, 662, 911</u>
固定資産合計	<u>4, 097, 499</u>	<u>6, 371, 739</u>
資産合計	<u>4, 780, 441</u>	<u>7, 311, 714</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	750,000	654,404
1年内返済予定の長期借入金	※1 499,960	※1 628,262
1年内償還予定の社債	89,980	89,980
リース債務	6,079	6,079
未払金	361,089	461,760
未払費用	997	1,991
未払法人税等	3,425	42,785
前受金	331,330	207,801
預り金	44,761	61,717
賞与引当金	163,989	212,281
流動負債合計	2,251,612	2,367,063
固定負債		
社債	265,050	175,070
長期借入金	※1 1,417,495	※1 2,448,065
リース債務	11,616	5,537
繰延税金負債	615,049	867,236
資産除去債務	4,835	4,905
固定負債合計	2,314,047	3,500,814
負債合計	4,565,660	5,867,877
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	378,500
資本剰余金	—	348,500
資本準備金	—	348,500
資本剰余金合計	—	348,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	1,042,319	1,813,782
繰越利益剰余金	△857,539	△1,096,945
利益剰余金合計	184,780	716,837
株主資本合計	214,780	1,443,837
純資産合計	214,780	1,443,837
負債純資産合計	4,780,441	7,311,714

口 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
売上高	4,463,250	6,645,037
売上原価	4,038,814	5,655,810
売上総利益	424,435	989,226
販売費及び一般管理費	※ 683,147	※ 951,321
営業利益又は営業損失（△）	△258,711	37,904
営業外収益		
受取利息	1,277	3,095
補助金収入	774,939	1,473,596
その他	9,271	13,843
営業外収益合計	785,488	1,490,535
営業外費用		
支払利息	31,458	53,115
社債利息	5,893	4,296
開設準備費用	146,273	344,958
その他	14,078	11,719
営業外費用合計	197,703	414,090
経常利益	329,072	1,114,349
特別損失		
減損損失	56,680	296,835
本社移転費用	—	15,486
特別損失合計	56,680	312,322
税引前当期純利益	272,392	802,027
法人税、住民税及び事業税	3,425	17,785
法人税等調整額	250,622	252,186
法人税等合計	254,047	269,971
当期純利益	18,344	532,056

ハ 売上原価明細書

売上原価内訳書

		前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)		当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 労務費		2,751,760	68.1	3,657,693	64.7
II 経費	※1	1,287,054	31.9	1,998,117	35.3
売上原価		4,038,814	100.0	5,655,810	100.0

※1 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
給食費	157,610	239,258
水道光熱費	69,303	117,668
地代家賃	572,972	972,133
減価償却費	169,857	261,855

ニ 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					株主資本合計	純資産合計		
	資本剰余金	利益剰余金							
	資本準備金	その他利益剰余金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	30,000	—	634,635	△468,199	166,435	196,435	196,435		
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	△52,500	52,500	—	—	—		
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	456,437	△456,437	—	—	—		
実効税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加	—	—	3,747	△3,747	—	—	—		
当期純利益	—	—	—	18,344	18,344	18,344	18,344		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—		
当期変動額合計	—	—	407,684	△389,339	18,344	18,344	18,344		
当期末残高	30,000	—	1,042,319	△857,539	184,780	214,780	214,780		

当事業年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					株主資本合計	純資産合計		
	資本剰余金	利益剰余金							
	資本準備金	その他利益剰余金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	30,000	—	1,042,319	△857,539	184,780	214,780	214,780		
当期変動額									
株式の発行	348,500	348,500	—	—	—	697,000	697,000		
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	△87,051	87,051	—	—	—		
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	730,824	△730,824	—	—	—		
実効税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加			127,690	△127,690					
当期純利益	—	—	—	532,056	532,056	532,056	532,056		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—		
当期変動額合計	348,500	348,500	771,463	△239,406	532,056	1,229,056	1,229,056		
当期末残高	378,500	348,500	1,813,782	△1,096,945	716,837	1,443,837	1,443,837		

注記事項

(重要な会計方針)

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7～39年
構築物	10～15年
機械及び装置	7～10年
工具、器具及び備品	2～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

当社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の負担すべき期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払費用に計上し、5年間で均等償却を行っております。

当事業年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～39年

構築物 10～15年

機械及び装置 7～10年

工具、器具及び備品 2～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

当社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の負担すべき期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払費用に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
現金及び預金	125,006千円	125,009千円
<hr/>		
担保付債務は、次のとおりであります。		
	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
長期借入金 <small>(1年内返済予定の長期借入金を含む)</small>	380,410千円	270,184千円
連結子会社の長期借入金 <small>(1年内返済予定の長期借入金を含む)</small>	34,820	25,460
計	415,230	295,644

2 保証債務

次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
㈱ろく	103,639千円	106,818千円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
当座貸越極度額の総額	759,000千円	1,410,000千円
借入実行残高	559,000	150,378
差引額	200,000	1,259,622

(損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
役員報酬	76,974千円	84,362千円
給与手当	184,180	235,497
租税公課	121,858	249,835
おおよその割合		
販売費	0%	0%
一般管理費	100%	100%

(有価証券関係)

前事業年度（平成26年9月30日）

子会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式43,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成27年9月30日）

子会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式43,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度（平成26年9月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度 (平成26年9月30日)	
繰延税金資産	
賞与引当金	60,856千円
減価償却超過額	76,453
減損損失	21,034
繰越欠損金	190,883
その他	9,666
繰延税金資産小計	358,894
評価性引当額	△358,894
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△615,049
繰延税金負債合計	△615,049
繰延税金資産（負債）の純額	△615,049

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度 (平成26年9月30日)	
法定実効税率	38.6%
(調整)	
住民税均等割	1.3%
税率変更による期末繰延税金負債の修正	△1.4%
評価性引当金の増減	52.3%
その他	2.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	93.3%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.6%から37.1%になります。

この税率変更により、繰延税金負債の額は3,747千円減少し、法人税等調整額が同額減少しております。

当事業年度（平成27年9月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成27年9月30日)
繰延税金資産	
賞与引当金	70,180千円
減価償却超過額	66,164
減損損失	112,501
繰越欠損金	140,071
その他	9,276
繰延税金資産小計	<u>398,193</u>
評価性引当額	<u>△398,193</u>
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△867,236
繰延税金負債合計	<u>△867,236</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>△867,236</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成27年9月30日)
法定実効税率	35.6%
（調整）	
住民税均等割	1.0%
税率変更による期末繰延税金負債の修正	△15.9%
評価性引当金の増減	10.5%
その他	2.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>33.7%</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率等の引下げ等が行われることとなったこと及び当事業年度中に当社の資本金が1億円超となり、外形標準課税適用法人になったことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.3%になります。

この税率変更により、繰延税金負債の額は127,690千円減少し、法人税等調整額が同額減少しております。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

1. 当社と株式会社ろくの共同持株会社の設立

当社は、当社の連結子会社である株式会社ろく（以下「ろく」といいます。）と共同株式移転の方法により共同持株会社である株式会社グローバルグループ（以下「グローバルグループ」といいます。）を設立するための株式移転計画書を作成し、平成27年9月28日開催の株主総会で承認を受けた上で、平成27年10月1日にグローバルグループを設立いたしました。

(1) 共同持株会社設立の目的

当社及びろく（以下「当社グループ」といいます。）は、ともに保育施設運営事業を営んでおり、当社はろくの発行済株式総数の97.7%を保有しております。

本株式移転による共同持株会社の設立は、当社グループの今後の事業戦略の一環として、当社グループ内において重複する保育施設運営事業の統合可能性や、新規事業参入時の機動性及び運営効率性、将来的な株式の上場の検討等を勘案した結果、当社グループとして最善の資本政策であるとの判断から決定いたしました。

(2) 株式移転の概要

① 株式移転日

平成27年10月1日

② 株式移転の方式

当社及びろくを株式移転完全子会社、持株会社を完全親会社とする共同株式移転となります。

③ 株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

	当社	ろく
株式移転比率	1	1.12

(3) 株式移転により設立された共同持株会社の概要

① 名称：株式会社グローバルグループ

② 事業内容：子育て支援事業等の管理

③ 資本金の額：100百万円

(4) 本株式移転に伴う会計処理の概要

本株式移転は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「共通支配下の取引」として会計処理をしております。

二 附属明細表

有価証券明細表

該当事項はありません。

有形固定資産等明細表

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	3,374,183	1,847,479	291,331 (287,849)	4,930,331	635,903	236,317	4,294,428
構築物	75,781	57,793	—	133,574	14,356	7,916	119,218
機械及び装置	1,868	—	—	1,868	1,613	106	255
工具、器具及び備品	95,640	79,480	9,594 (8,986)	165,526	43,865	19,172	121,660
土地	49,147	72,683	—	121,831	—	—	121,831
建設仮勘定	143,579	2,086,525	2,184,133	45,972	—	—	45,972
有形固定資産計	3,740,200	4,143,962	2,485,059 (296,835)	5,399,104	695,738	263,512	4,703,365
無形固定資産							
ソフトウェア	11,099	—	—	11,099	5,637	2,052	5,461
無形固定資産計	11,099	—	—	11,099	5,637	2,052	5,461
長期前払費用	199,265	329,790	—	529,055	68,748	57,339	460,306 (37,705)

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 保育施設の新規開設に伴う取得

構築物 保育施設の新規開設に伴う取得

工具、器具及び備品 保育施設の新規開設に伴う取得

建設仮勘定 保育施設の新規開設に伴う取得

長期前払費用 繰延消費税等及び保育施設の前払賃借料

2. 当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

3. 長期前払費用の差引当期末残高欄の()内の金額は内数で1年以内償却予定の長期前払費用であり、貸借対照表上は流動資産の「前払費用」に含めて表示しております。

引当金明細表

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	163,989	212,281	163,989	—	212,281

独立監査人の監査報告書

平成27年12月25日

株式会社グローバルキッズ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巖 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩崎 剛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じた監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グローバルキッズの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルキッズの平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年12月25日

株式会社グローバルキッズ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巖 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩崎 剛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じた監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グローバルキッズの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルキッズの平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社及び連結子会社である株式会社ろくは、共同株式移転の方法により共同持株会社である「株式会社グローバルグループ」を設立するための株式移転計画書を作成し、平成27年9月28日開催の株主総会で承認され、平成27年10月1日に「株式会社グローバルグループ」を設立している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3ヵ月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店</p> <p>名義書換手数料 無料</p> <p>新券交付手数料 —</p>
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1</p> <p>買取手数料 無料</p>
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.globalg.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、当該事項はなくなる予定です。
2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年 12月28日	中正雄一	東京都中央区	特別利害関係者等 (当社の代表取締役、大株主上位10名)	石橋宜忠	千葉県柏市	特別利害関係者等 (当社の取締役)	30,000	25,500,000 (850) 注4	所有者の事情による
平成27年 12月28日	中正雄一	東京都中央区	特別利害関係者等 (当社の代表取締役、大株主上位10名)	株式会社スープ リングス 代表取締役 石井光暢	東京都目黒区目黒3丁目10番24号	特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	30,000	25,500,000 (850) 注4	所有者の事情による
平成27年 12月28日	中正雄一	東京都中央区	特別利害関係者等 (当社の代表取締役、大株主上位10名)	宮城修一	東京都東久留米市	子会社の従業員	2,000	1,700,000 (850) 注4	所有者の事情による

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める「有価証券上場規程施行規則」（以下「同施行規則」という。）第253条の規定において、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成25年10月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含み、新規上場申請者の発行する株式が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合を除く。以下「株式の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は、当該記録に基づき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社

4. 移動価格は、類似会社比準方式により算出された価格を総合的に勘案して、当事者間の協議により決定した金額であります。

※平成27年9月30日以前に発生した株式会社グローバルキッズに係る特別利害関係者等の株式等の移動状況は以下のとおりです。

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年 4月1日	中正雄一	東京都中央区	特別利害関係者等 (当社の代表取締役、大株主上位10名)	田浦秀一	千葉県大網白里市	特別利害関係者等 (当社の取締役)	4,000	2,000,000 (500) 注2	経営参画意識高揚による
平成27年 4月1日	中正雄一	東京都中央区	特別利害関係者等 (当社の代表取締役、大株主上位10名)	宇田川三郎	東京都板橋区	特別利害関係者等 (当社の取締役)	4,000	2,000,000 (500) 注2	経営参画意識高揚による
平成27年 7月31日	中正雄一	東京都中央区	特別利害関係者等 (当社の代表取締役、大株主上位10名)	株式会社なかや 代表取締役 中正雄一	東京都中央区月島一丁目15番10-505号	特別利害関係者等 (大株主上位10名、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	200,000	100,000,000 (500) 注2	当社の資本政策による

(注) 1. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
2. 移動価格は、時価純資産方式、ディスカウントキャッシュフロー方式及び類似会社比較方式等により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日
種類	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行数	普通株式60,100株	普通株式2,200株	普通株式340株
発行価格	1株につき500円（注）3	1株につき500円（注）3	1株につき500円（注）3
資本組入額	250円	250円	250円
発行価額の総額	30,050,000円	1,100,000円	170,000円
資本組入額の総額	15,025,000円	550,000円	85,000円
発行方法	平成27年9月28日開催の株式会社グローバルキッズの臨時株主総会決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っており、平成27年10月1日の株式移転により、当該新株予約権者に対し割当て交付されております。	平成27年9月28日開催の株式会社グローバルキッズの臨時株主総会決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っており、平成27年10月1日の株式移転により、当該新株予約権者に対し割当て交付されております	平成27年9月28日開催の株式会社グローバルキッズの臨時株主総会決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っており、平成27年10月1日の株式移転により、当該新株予約権者に対し割当て交付されております
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2	(注)2

(注) 1. 第三者割当増資等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」（以下「同施行規則」という。）第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と定める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成27年9月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権（行使等により取得する株式等を含みます。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当日以後1年間を経過していない場合には、割当日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格は、ディスカウントキャッシュフロー方式及び類似会社比較方式等により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりになっております。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
行使時の払込金額	1株につき500円	1株につき500円	1株につき500円
行使請求期間	平成29年3月20日から 平成37年3月18日まで	平成29年7月22日から 平成37年3月18日まで	平成29年7月22日から 平成37年3月18日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 ①株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 ①株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 ①株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する	本新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する	本新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する

5. 平成27年11月10日開催の取締役会決議により、平成27年12月18日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、発行数、発行価格、資本組入額、行使時の払込金額は分割前の数値で記載しております。

※平成27年9月30日以前に株式会社グローバルキッズが実施した第三者割当等による株式等の発行状況は以下のとおりです。

項目	株式
発行年月日	平成27年9月8日
種類	普通株式
発行数	普通株式41,000株
発行価格	1株につき17,000円（注）2
資本組入額	8,500円
発行価額の総額	697,000,000円
資本組入額の総額	348,500,000円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	（注）1

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は割当を受け者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成27年9月30日であります。

2. 同取引所の定める同施行規則施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を原則として、割当を受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以降1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以降1年間を経過する日）まで所有する旨の確約を行っております。

3. 発行価格は、主に類似会社比較方式により算出した価格を基に当事者間の協議によって決定しております。

2 【取得者の概況】

第1回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
田浦 秀一	千葉県大網白里市	会社役員	11,000	5,500,000 (500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
宇田川 三郎	東京都板橋区	会社役員	11,000	5,500,000 (500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
生川 雅也	東京都中央区	会社員	8,000	4,000,000 (500)	当社の従業員
竹内 節子	東京都文京区	会社役員	2,000	1,000,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
宮城 修一	東京都東久留米市	会社員	2,000	1,000,000 (500)	子会社の従業員
石橋 宜忠	千葉県柏市	会社役員	1,000	500,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
石井 光暢	東京都目黒区	会社役員	1,000	500,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
橋口 晶子	東京都渋谷区	会社役員	150	75,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
竹田 理恵子	東京都港区	会社役員	100	50,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
島村 哲広	東京都武蔵野市	会社役員	100	50,000 (500)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

(注) 1. 上記のほか、新株予約権の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は100名であり、その株式の総数は23,650株であります。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3. 平成27年11月10日開催の取締役会決議により、平成27年12月18日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記株数及び単価は分割前の株数及び単価で記載しております。

第2回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
稻田 浩司	埼玉県さいたま市南区	会社員	200	100,000 (500)	子会社の従業員

(注) 1. 上記のほか、新株予約権の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は37名であり、その株式の総数は1,950株であります。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3. 平成27年11月10日開催の取締役会決議により、平成27年12月18日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記株数及び単価は分割前の株数及び単価で記載しております。

第3回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者の職業及び事業の内容等
松本 京子	東京都江東区	会社員	120	60,000 (500)	子会社の従業員
後藤 紗美	東京都江戸川区	会社員	120	60,000 (500)	子会社の従業員

(注) 1. 上記のほか、新株予約権の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は2名であり、その株式の総数は100株であります。

2. 平成27年11月10日開催の取締役会決議により、平成27年12月18日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記株数及び単価は分割前の株数及び単価で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有 株式数の割 合 (%)
株式会社なかや (注) 2. 3.	東京都中央区月島1丁目15番10-505号	4,000,000	48.97
中正雄一 (注) 1. 2.	東京都中央区	1,780,240	21.79
日本生命保険相互会社 (注) 2.	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	460,000	5.63
田浦秀一 (注) 2. 4.	千葉県大網白里市	300,000 (220,000)	3.67 (2.69)
宇田川三郎 (注) 2. 4.	東京都板橋区	300,000 (220,000)	3.67 (2.69)
生川雅也 (注) 8.	東京都中央区	160,000 (160,000)	1.96 (1.96)
東京建物株式会社 (注) 2.	東京都中央区八重洲1丁目9番9号	100,000	1.22
みずほ成長支援投資事業有限 責任組合 (注) 2.	東京都千代田区内幸町1丁目2番1号	100,000	1.22
株式会社グローバルキッズ (注) 2. 7.	東京都千代田区富士見2丁目14番36号	96,320	1.18
NVCC7号投資事業有限責任組合 (注) 2.	東京都千代田区丸の内2丁目4番1号	80,000	0.98
SMBCベンチャーキャピタル2号 投資事業有限責任組合 (注) 2.	東京都中央区日本橋茅場町1丁目13番12号	50,000	0.61
石橋宜忠 (注) 4.	千葉県柏市	50,000 (20,000)	0.61 (0.24)
宮城修一 (注) 8.	東京都東久留米市	42,000 (40,000)	0.51 (0.49)
竹内節子 (注) 4.	東京都文京区	40,000 (40,000)	0.49 (0.49)
三菱UFJキャピタル5号投資事 業有限責任組合	東京都中央区日本橋1丁目7番17号	30,000	0.37
株式会社スプリングス (注) 6.	東京都目黒区目黒3丁目10番24号	30,000	0.37
石井光暢 (注) 4.	東京都目黒区	20,000 (20,000)	0.24 (0.24)
古谷敦 (注) 8.	神奈川県横浜市都筑区	16,000 (16,000)	0.20 (0.20)
庄司勝也 (注) 8.	東京都江東区	15,000 (15,000)	0.18 (0.18)
麻雅幸 (注) 8.	神奈川県横浜市旭区	15,000 (15,000)	0.18 (0.18)
小林寛 (注) 8.	東京都品川区	15,000 (15,000)	0.18 (0.18)
北原福造 (注) 8.	千葉県松戸市	15,000 (15,000)	0.18 (0.18)
沢口義昭 (注) 8.	神奈川県横浜市青葉区	14,000 (14,000)	0.17 (0.17)
井上弓恵 (注) 8.	東京都板橋区	14,000 (14,000)	0.17 (0.17)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数 に対する 所有株式 数の割合 (%)
小松崎珠美 (注) 8.	千葉県柏市	14,000 (14,000)	0.17 (0.17)
福井しづか (注) 8.	東京都杉並区	14,000 (14,000)	0.17 (0.17)
本吉庶 (注) 8.	東京都足立区	14,000 (14,000)	0.17 (0.17)
積山節子 (注) 8.	東京都杉並区	14,000 (14,000)	0.17 (0.17)
今福可人 (注) 8.	千葉県市川市	13,000 (13,000)	0.16 (0.16)
鈴木聖子 (注) 8.	神奈川県横浜市旭区	13,000 (13,000)	0.16 (0.16)
齋藤祐靖 (注) 8.	東京都北区	13,000 (13,000)	0.16 (0.16)
飯田亮 (注) 8.	埼玉県鴻巣市	12,000 (12,000)	0.15 (0.15)
平塚勇太 (注) 8.	東京都世田谷区	12,000 (12,000)	0.15 (0.15)
佐竹知史 (注) 8.	神奈川県横浜市神奈川区	12,000 (12,000)	0.15 (0.15)
藤田悠介 (注) 8.	東京都墨田区	12,000 (12,000)	0.15 (0.15)
赤嶺忠宏 (注) 8.	東京都国分寺市	12,000 (12,000)	0.15 (0.15)
合地健太郎 (注) 8.	東京都世田谷区	12,000 (12,000)	0.15 (0.15)
佐々木りつ子 (注) 8.	東京都江戸川区	7,000 (7,000)	0.09 (0.09)
石崎知美 (注) 8.	東京都新宿区	6,000 (6,000)	0.07 (0.07)
荒木博美 (注) 8.	東京都武蔵野市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
鈴木真由美 (注) 8.	東京都北区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
大福有紗 (注) 8.	東京都世田谷区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
柳井智之 (注) 8.	東京都大田区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
久代雅人 (注) 8.	千葉県船橋市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
山本知代 (注) 8.	神奈川県高座郡寒川町	4,000 (4,000)	0.05 (0.05)
勝間康子 (注) 8.	東京都足立区	4,000 (4,000)	0.05 (0.05)
内藤惠美子 (注) 8.	東京都江東区	4,000 (4,000)	0.05 (0.05)
村山和恵 (注) 8.	神奈川県相模原市南区	4,000 (4,000)	0.05 (0.05)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有 株式数の割 合 (%)
山本敦子 (注) 8.	東京都世田谷区	4,000 (4,000)	0.05 (0.05)
橋口晶子 (注) 5.	東京都渋谷区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
御代田有季乃 (注) 8.	東京都板橋区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
吉田英将 (注) 8.	東京都町田市	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
脇田大輔 (注) 8.	神奈川県大和市	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
斎藤直之 (注) 8.	神奈川県高座郡寒川町	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
篠崎優 (注) 8.	埼玉県春日部市	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
佐藤桂吾 (注) 8.	東京都練馬区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
寺嶋亮 (注) 8.	埼玉県北葛飾郡杉戸町	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
青木恵里 (注) 8.	神奈川県横浜市中区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
五寶雄一 (注) 8.	神奈川県川崎市幸区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
武村弘明 (注) 8.	神奈川県横浜市西区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
土橋まゆ美 (注) 8.	埼玉県さいたま市浦和区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
松本京子 (注) 8.	東京都江東区	2,400 (2,400)	0.03 (0.03)
後藤紘美 (注) 8.	東京都江戸川区	2,400 (2,400)	0.03 (0.03)
その他99名		160,000 (160,000)	1.96 (1.96)
計	—	8,168,360 (1,249,800)	100.00 (15.30)

- (注) 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役）
 2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
 3. 特別利害関係者等（当社の代表取締役、その配偶者及びその二親等内の血族により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）
 4. 特別利害関係者等（当社の取締役）
 5. 特別利害関係者等（当社の監査役）
 6. 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）
 7. 当社の完全子会社
 8. 当社又は子会社の従業員
 9. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
 10. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月5日

株式会社グローバルグループ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巖 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩崎 剛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社グローバルグループの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社グローバルグループ及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

